

令和 7 年 第 1 回 太 良 町 議 会 （ 定 例 会 第 1 回 ） 会 議 録 （ 第 2 日 ）									
招集年月日		令和 7 年 3 月 6 日							
招集の場所		太 良 町 議 会 議 場							
開閉会日時 及び 宣 告		開 議	令和 7 年 3 月 10 日			9 時 30 分	議 長	江 口 孝 二	
		散 会	令和 7 年 3 月 10 日			15 時 19 分	議 長	江 口 孝 二	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠 席 議 員 出席11名 欠席 0 名	議席 番号	氏 名		出席等 の 別	議席 番号	氏 名		出席等 の 別	
	1 番	大 鋸 美 里		出	7 番	竹 下 泰 信		出	
	2 番	森 田 政 則		出	8 番	田 川 浩		出	
	3 番	峰 正 雄		出	9 番	所 賀 廣		出	
	4 番	江 口 孝 二		出	10 番	川 下 武 則		出	
	5 番	山 口 一 生		出	11 番	坂 口 久 信		出	
	6 番	待 永 るい子		出					
会議録署名議員		6 番	待永るい子		7 番	竹下 泰信		8 番	田川 浩
職務のため議場に 出席した者の職氏名		(事務局長)			(書記)				
		今 泉 哲 也			下 川 慎 二				
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	永 淵 孝 幸			環 境 水 道 課 長			川 崎 和 久	
	副 町 長	毎 原 哲 也			農 林 水 産 課 長			片 山 博 文	
	教 育 長	岡 陽 子			税 務 課 長			羽 鶴 修 一	
	総 務 課 長	津 岡 徳 康			建 設 課 長			安 本 智 樹	
	財 政 課 長	西 村 芳 幸			会 計 管 理 者			森 川 陽 子	
	企画商工課長	萩 原 昭 彦			学 校 教 育 課 長			與 猶 正 弘	
	町民福祉課長	田 崎 哲 次			社 会 教 育 課 長			西 田 一 夫	
	健康増進課長	中 溝 忠 則			太良病院事務長			井 田 光 寛	
議 事 日 程		別 紙 の と お り							
会議に付した事件		別 紙 の と お り							
会 議 の 経 過		別 紙 の と お り							

令和7年3月10日（月）議事日程

開 議（午前9時30分）

日程第1 一般質問

令和7年太良町議会3月定例会一般質問通告書

順番	通 告 者 氏 名	質 問 事 項 要 旨	答 弁 者
1	6 番 待 永 るい子	1. 高齢者独居世帯の増加と対策について 65歳以上の高齢者の独居世帯が増加している。社会問題として語られる独居世帯の現状と今後の対策について以下について問う。 (1) 町内で65歳以上の独居世帯はどれくらいいるのか。 (2) 独居世帯を支える施策についてはどうなっているのか。 (3) 独居世帯を含む高齢者の住居の現状と問題点はどうか。	町 長
		2. タクシー事業の利用状況と今後の展望について 町内タクシー事業者の廃業に伴い、昨年より町外タクシー事業者に委託する形でタクシー事業が実施されているが、これから先はどのような事業を展開していくのか以下について問う。 (1) 事業開始からどれくらいの人が利用したのか。 (2) 委託料はどれくらいか。 (3) 現在の台数で十分なサービスができているのか。 (4) 今後の問題点についてはどのように考えているのか。	町 長

順番	通 告 者 氏 名	質 問 事 項 要 旨	答 弁 者
2	5 番 山 口 一 生	1. 有明海再生と漁業のこれからについて 近年、有明海の海況は悪化の一途をたどっており、かつて宝の海と呼ばれた面影はなくなりつつある。将来にわたり、太良町の大切な要素である有明海と共生するために今何を出来るのかを改めて考え、対策を実行する必要があるため、以下について問う。 (1) 現在の有明海の海況はどのようなになっているか (2) 現在漁業者は何名いるか。 (3) 海苔養殖の現状はどのようなになっているか。 (4) 漁業者に対する行政からの支援はどのようなおこなっているか。 (5) 漁業の後継者育成支援はどのようなおこなっているか。 (6) 漁業への新規参入はどれほどあるか。 (7) 水産資源の維持・管理・回復において、どのような活動がなされているか。 (8) 有明海再生加速化対策交付金の内容と、本町における取り組みの検討状況はどのようなになっているか。	町 長
3	2 番 森 田 政 則	1. 油津遊園地跡地の今後の計画について 全国的に人口減少が進んでおり、太良町においても例外ではなく、高齢化率は40%を超えている状況にある。このような中で以下について問う。 (1) 油津遊園地跡地について今後の利用計画はあるのか。 (2) 一人暮らしや高齢者等が入居可能なアパートを作ってはどうか。	町 長

順番	通 告 者 氏 名	質 問 事 項 要 旨	答 弁 者
3	2 番 森 田 政 則	2. 墓地の整備について 太良町内には各所に墓地が点在しているが、急傾斜地も多く、高齢化が進む中で墓参りや管理に苦慮されていると聞く。そこで以下について問う。 (1) 太良町で把握している墓地の箇所数はどうなっているのか。 (2) 太良町の風光明媚な利点を活かして海を見渡せる丘に霊園を作ってはどうか。	町 長
4	3 番 峰 正 雄	1. 農業の基盤整備と生産振興について 太良町には主要農作物である果樹みかんをはじめ多種の作物があるが、農業人口の減少、高齢化、担い手不足など様々な問題を抱えている。そのような中で、基盤整備事業が急務であると思う。スマート農業を活用し、技術を磨き稼ぐ夢のある果樹産業の確立のため以下について問う。 (1) 果樹の種類と生産者数は現在どうなっているか。 (2) 果樹生産者数の年齢別内訳はどうなっているか。 (3) 町外からの新規就農支援を促す移住支援をできないか。 (4) 太良町のほ場整備事業の進捗状況はどのようなになっているか。	町 長
5	1 番 大 鋸 美 里	1. 水道水への有機フッ素化合物（P F A S）混入について 永遠の化学物質と呼ばれる有機フッ素化合物（P F A S）。現在、日本各地での水道水への P F A S 混入が問題になっている。太良町における水道水への P F A S 混入の状況と町民の健康と生活への影響について問う。	町 長

順番	通 告 者 氏 名	質 問 事 項 要 旨	答 弁 者
5	1 番 大 鋸 美 里	(1) 有機フッ素化合物（P F A S）とは何か。 (2) 身体面への影響はあるのか。 (3) 町内の水道水の P F A S 検査の現状はどうなっているのか。	町 長
		2. 子宮頸がん予防のヒトパピローマウイルス（H P V）ワクチンについて ヒトパピローマウイルス（H P V）ワクチンは接種後の「多様な症状」が報告され、2013年6月厚生労働省が積極的勧奨を中止しているが、2022年4月から他の定期接種と同様に個別勧奨を開始している。そういった経緯もあり町民からも不安の声を聞いている。そこで、H P V ワクチン接種について問う。 (1) H P V ワクチン接種による子宮頸がん予防の有効性はどうか。 (2) 接種の対象年齢はどうなっているのか。 (3) キャッチアップ接種とは何か。 (4) 町内における接種状況はどうなっているのか。 (5) H P V ワクチンの副反応はどのような症状があるのか。また、町内で副反応の症例が報告されているか。 (6) 予防接種被害者救済制度の認定件数及び内容はどうか。また、町内での認定状況はどうか。 (7) H P V ワクチン接種以外の子宮頸がん予防についてどのような対策があるのか。	町 長

午前 9 時 30 分 開議

○議長（江口孝二君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第 1 一般質問

○議長（江口孝二君）

日程第 1. 一般質問に入ります。

今回の一般質問通告者は 5 名であります。

通告順に従い、順次質問を許可します。

1 番通告者、待永議員、質問を許可します。

○6 番（待永るい子君）

議長の許可を得ましたので、通告に従い質問をしたいと思います。

今回は、1 点目、高齢者独居世帯の増加と対策について、2 点目、タクシー事業の利用状況と今後の展開についての 2 点について質問をいたします。

まず、1 点目、高齢者独居世帯の増加と対策についてですが、少子・高齢化は年々進み、それと並行して 65 歳以上の高齢者の独居世帯も増加をしております。社会問題として語られる独居世帯の現状と今後の対策について、1 点目、町内で 65 歳以上の独居世帯はどれぐらいいらっしゃるのか、2 点目、独居世帯を支える施策についてはどうなっているのか、3 点目、独居世帯を含む高齢者の住居の現状と問題点について。

以上、3 点について質問いたします。

○町長（永淵孝幸君）

待永議員の 1 点目、高齢者独居世帯の増加と対策についてお答えします。

1 番目の町内の 65 歳以上の独居世帯はどれくらいいるのかについてであります。令和 7 年 2 月 17 日現在で 689 世帯であります。

2 番目の独居世帯を支える施策についてはどうなっているのかについてであります。高齢者の独居世帯だけではなく全体的な高齢者福祉の施策として、太良町高齢者福祉計画に基づき、配食サービス事業や高齢者生きがい対応型デイサービス事業など、様々な事業に取り組んでおります。

3 番目の独居世帯を含む高齢者の住居の現状と問題点はどうかについてであります。本町は県内で見ても持家率が高く、今後高齢化が進むにつれ、個別住宅の独居世帯が増加することが予想されます。そのため、住宅改修、見守り、外出支援サービス等にさらに力を入れていく必要があると考えております。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

町内で689世帯の独居世帯があるということで、これは町の全体の世帯数の約4分の1が独居世帯の方ということで、独居世帯のリスクということで社会問題としても表面化をしてみいました。代表的なリスクを挙げながら課題解決に向けて進めていければと思っております。

まず、1つ目のリスク。病気やけがの際に迅速に対応できないことが挙げられています。高齢者になると、誤嚥や転倒が増加するし、熱中症などの危険が強まるが、独居だとその異変に気づいてくれる第三者がいない。このようなリスクに対してはどのような対策を考えておられますか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

配食サービスでの弁当配達時の声かけでの安否確認、また在宅高齢者等支援として緊急通報装置の設置や生活管理指導員の派遣事業等を実施しております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

この緊急通報装置の設置については、利用者数はどれくらいでしょうか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

令和7年3月現在で、22件対応しております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

それでは、この生活管理指導員の派遣というのは、どれくらいの頻度で行われているのでしょうか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

利用されている方は1名で、月3回程度利用されております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

2つ目のリスク。身の回りのことに少しずつ手が回らなくなる。身の回りのことや家事が難しくなり、無理に働こうとして転倒や事故につながる危険性が起こる。このようなリスクに対する対策はどうなっていますでしょうか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

介護の認定を受けた方が対象ですが、住宅改修事業として段差解消や手すり等の設置等を行っております。

○6番（待永るい子君）

介護認定を受けた方には住宅改修事業があるとのことですが、介護認定を受けていない方への対策は何か考えてありますか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

現在、補助できる制度はございません。恐らく、このような場合は介護の認定が必要な方だと思います。一度、包括支援センターのほうに御相談いただいたほうがよろしいかと思えます。

以上です。

○6番（待永るい子君）

3つ目のリスク。交流機会が減少することで認知症の発生が進み、それに起因する死亡リスクが高まる。このようなリスクに対する対策はどのように考えておられますか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

在宅高齢者等支援事業として生きがい対応型デイサービス事業の実施、また介護予防・日常生活支援総合事業として各種予防教室を実施することで、交流の場を提供しております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

交流の場を提供しているとのことですが、参加してもらうための工夫はどのような状況でしょうか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

参加させるための工夫といたしましては、広報活動、専門職会議等での社会資源としての紹介、また認知症パンフレットの中に記載するなどの工夫をしております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

介護認定を受けていない人のデイサービスは、どれくらい利用できて、料金はどれくらいなのでしょう。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

利用につきましては、週1回の利用となります。また、自己負担につきましては、1回700円となっております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

4つ目のリスク。犯罪に巻き込まれるリスクが増加をする。特殊詐欺などの犯罪に関する情報や注意喚起に触れる機会が少なくなりやすい状況で、特殊詐欺の9割が65歳以上というデータがある。このようなリスクの対策としてはどのように考えておられますか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

在宅高齢者等支援事業として、生活指導員の派遣を行っております。日常的な支援を行う中で不安なことがあった場合は、医療機関に連絡することを行っております。また、包括的支援事業として在宅高齢者総合相談を町内4事業所で実施しております。

以上です。

○町長（永淵孝幸君）

補足ですけれども、町内の防災無線等を使って、これは独居世帯だけに限らず全世帯に、こういった特殊詐欺等の被害とか、それからまた夏場の暑いときは避難所として熱中症対策とか、こういったことも呼びかけながら取り組んでいるところでございます。そしてまた、日頃から高齢者短大あたりでも話をしながら、そういった啓発も行っているところでございます。

以上です。

○6番（待永るい子君）

総合相談を町内の4か所で実施されているということですが、相談件数はどれぐらいあったのでしょうか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

令和6年12月末現在で、延べ41件の相談がっております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

太良町は県内でも持家率が高いと、今後は独居世帯は増加していくだろうとの答弁でしたが、現在の住宅改修、見守り、外出支援サービスの利用状況と課題についてはどのように考えておられますか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

令和6年度の現在までの利用状況につきましては、住宅改修利用者件数は3件であります。また、配食サービスの利用者件数は約60名、外出支援サービスの利用件数は6名の利用がっております。

また、それぞれの課題につきましては、住宅改修は基本的に1回しか利用できないこと、配食サービスでの安否確認はサービス利用者のみであること、外出支援サービスにつきましては送迎場所や利用回数に制限があることであります。

以上です。

○6番（待永るい子君）

それでは、今それぞれの課題を挙げられましたけれども、その課題についてはどのように今後取り組んでいかれるのでしょうか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

住宅改修につきましては、改修後、状況の変化に応じ、福祉用具の購入やレンタル等も考えられます。安否確認等につきましては、今対応可能なところでは緊急通報の設置、また外出支援サービスにつきましては、今後利用者のニーズと大きく乖離している場合につきましてはサービス内容等の検討をすることも考えられると思います。

以上です。

○6番（待永るい子君）

総合計画の中に、長寿社会の中で個人のライフスタイルや価値観が多様化する中で、心の豊かさや生活の質の向上を求める傾向が強まり、一人一人の個性と能力を引き出す環境が必要になると明記されておりますが、この多様化についてはどのように考えておられますか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

多様なサービス主体間の情報共有、連携強化について、地域包括ケアシステム機能の充実とその生活支援を担うための人材確保が必要であると考えます。

○6番（待永るい子君）

今後の課題に向けて、具体的にどのように地域包括ケアシステムを充実させているかという点について伺いをしたいと思います。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

本町における地域包括ケアシステムの充実に向けて、生活支援体制整備事業をはじめとした様々な話合いの場が必要であると考えています。そのため、先般開催された町民公開講座や意見交換会などのように、地域の代表者や専門職との連携強化に努めていかなければならないと考えております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

太良町は、持家は多いが、老朽化ということも十分考えられます。高齢になり、独居世帯

になって、新しく住みやすい家に建て直すということはあまりないのではないかと考えますが、それについてはどうでしょうか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

経済的な理由と様々な要因があると考えております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

高齢になれば、収入は年金頼りになります。国民年金のみの方は、夫婦2人だったら何とかなるが、1人では苦しいと言われる方が多いのです。とても住居改修まで手が回らないというのが実情ではないかと考えますが、何か対応策はあるのでしょうか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

まずは一度御相談をしていただき、内容によって対応可能かも含め検討していかなければならないと考えております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

同居世帯の大きなリスクとして、孤独死というのがあります。亡くなって数日発見されなかったという事例もあります。声かけや見守りという制度があっても、一日中、見守りが行われているわけではありません。近所で声をかけ合い、良好な近所付き合いももちろん大切ですが、隣近所が離れている人も多くおられます。多様化の時代ですから、自分の家で住み続けることを望む人もいるし、安心・安全のためアパート形式のところに入居したいと希望する人もいますと考えます。この方たちが生活できる住宅を建設することについては、どのように考えておられますか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

杵藤地区広域市町村圏組合で実施したアンケート調査結果から見ても、町内では高齢者の方が今後も必要と感じる支援について、見守り、声かけが欲しいが約36%、特になしが約50%であることからしても、現在本町において住宅建設等の予定は考えておりません。

以上です。

○町長（永淵孝幸君）

ちょっとここで反問させていただきますけど、反問よろしいでしょうか。

○議長（江口孝二君）

ただいまの反問権の行使の要求を許可します。

事務局はこれより残り時間を停止してください。

○町長（永淵孝幸君）

今議員が言われるように、この住宅建設というのは、以前調査をされた経緯もあります。そのとき、住宅ができれば入りたいという人は、多分私の記憶では1名おられたかぐらいだったんじゃないかなと思っております。約10年ぐらい前に調査しております。そして、元気な人は自分の家で、独居といえどもおられるわけですね。しかし、本当に介護とか何かが必要な方は、私は養護老人ホームとか何かに行かれると思うんですよ。そういった中で、今災害とか何かについては、自助、共助、公助という言葉があります。そういった中で、そういったときは家族の中でも話し合いがなされると思います。ですから、議員が調査されて、本当にこういった方が何人ぐらいおられて、そういう希望をしておられる方がおられるのかということをお伺いしたいわけです。

以上です。

○6番（待永るい子君）

私たちの年代ぐらいは、おります。何が怖いかといったら、一人になって災害が怖いということで。それで、住宅を管理するということ自体が怖いと言われる方もいらっしゃいます。それで、アパート形式のそういう住宅だったら、責任逃れではないですけど、そういう家の心配をすることもなくて安心だと。やっぱり年齢的に安心・安全を求められる方は、そういうところに住みたいと。

それから、また後でずっと質問をするんですけど、民間の賃貸住宅は、独居世帯の高齢者には賃貸ができないというか、貸してくれないんですね。やっぱり孤独死とかそういういろんな問題があって、大家さんが貸さない。そういう決まり事があって、入るにも入れないと。そしたら、最終的には町営というか、町というか、そういう自治体がバックアップしてくれるところに入るのが一番安心じゃないかなという考え方の人がおります。何名かと言われたら、今から取って回らないといけないんですけど、私たちの年代、60代はそういう考え方が多いです。

だから、アンケートを取られたのがいつだったのか分かりませんが、そのときの独居世帯の方はまだ家で大丈夫って言われる方が多かったかもしれませんけど、まだ元気なうちにそういうところに住みたいと。毎日毎日不安で、そういう毎日を過ごすよりも安心できる住宅で過ごしたいと。それで、最終的には介護保険とかが必要になったら施設のほうに行かないといけないけど、施設に行くまでの10年なり何年なり、長い時間じゃないかもしれませんが、まだ自分の自由が利く、自分の体が動く間は、そういう住宅に住みたいと、そう考えてる60代が多いと、そういう状況です。

○町長（永淵孝幸君）

ありがとうございます。

この住宅を造るのが、議員も御存じだと思いますけれども、1世帯造るのに大体二

千四、五百万円かかるわけですね。ですから、人数が何人ぐらいおられるのかということを知りたいわけですね。それだけの経費をかけて、さっき言ったように自助という言葉もあるわけですね。ですので、全てを行政に頼るということは、なかなか我々のほうとしても財政的な面もございまして。そういったことを含めてお聞きしたわけですね。

それから、災害とか何かが心配なときは、うちのほうも大雨とか台風とかがあるときは避難所を早く開設しておりますので、そこに避難してもらおうと。ですから、そういった日常的な不安というのは、それは一人でおられる場合は何かにつけ不安はあるということは承知しております。ですから、そこを全て行政のほうで個々の課題に対して全てをやっていくというところについては、ちょっと問題があるというふうなことで、先ほど10年ぐらい前に調査した結果では1名ぐらいだったものですから、その後増えているのかなと思ったものですからお聞きしたわけですね。

ですから、今後も全くしないというわけではございません。いろいろな問題が出てくると。そういった中で、関係者、また関係団体といろいろな協議をしながら、うちの財政状況等も勘案しながら、取り組むべき高齢者、また特に独居世帯に対応していく必要があると思います。

そして、本当に施設に行くというふうなことになるならば、かなり体も弱られておられる方だと思います。今のところは、元気なうちは自分の家が一番いいという方が私は多いと思うんですよ。そういったことで、前回の調査のときも少なかったと思っております。今後そういったことで、いろいろ皆さん方の意見も聞きながら、必要な分については検討をしていく必要があるのかなと思っております。

以上です。

○議長（江口孝二君）

今の答弁でよろしいでしょうか。

○6番（待永るい子君）

分かりました。

○議長（江口孝二君）

これで反問を終了いたします。

以上で反問権の行使を終了いたします。

これより一般質問を再開いたします。

事務局は残り時間の停止を解除してください。

○6番（待永るい子君）

先ほど町長のほうから財政的なことがありましたけれども、高齢者等居住安定化推進事業について伺いをします。

これは国土交通省が始めた事業で、数年後からは国土交通省と厚生労働省が協力して行っ

ている事業だと認識をしておりますが、これは施設専用の事業なのか、それとも自治体での住居建設に利用はできるのか、お伺いをします。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

交付申請者は、原則としてサービス付の高齢者向けの住宅等の建築主に限られております。そのため、自治体での利用はできません。

以上です。

○6番（待永るい子君）

高齢者専用の住宅を新しく建設して管理することが財政的に難しいのなら、一つの提案として空き家バンクを利用することも方法ではないかと考えます。空き家を行政が買い取って改修して、数人のシェアハウスとして使用することについてはどのように考えておられますか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

現在、アパート建設も含め、高齢者用の共同生活ができる施設等の建設については予定しておりません。

以上です。

○町長（永淵孝幸君）

まず、この空き家がそういった施設に利用できるのかというふうなことも検討しなきゃいけないと思います。それから、場所ですね。やはり利便性のいいところじゃないと駄目だと思います。それから、今空き家といいましても、お風呂は1人か、せめて入るしても2人ぐらいしか入られないのかなど。それから、厨房、食事する場所、そういったことを含めていったとき、空き家をそこまで改修して、本当に家主さんからそういう大いにいいですよという許可をいただけるのか。そこが家主さんとのまず合意がないとできないわけですので、先ほどから言いますように、そういった財政的なことを含めて検討する必要があるかと、このように思っておりますので、担当課長が言いましたように、空き家を利用してするというふうなことも、今のところは考えておりません。

以上です。

○6番（待永るい子君）

独居世帯ではありませんが、90歳になるお母さんがおられて、まだ介護保険も利用せずに頑張っていらっしゃるそうですが、高齢なので予防のためにもバリアフリーや手すりをつけたいが、経済的に負担が大きくて困っているとの意見がありました。介護の予防策としての高齢者を含む住宅の改修支援はどのようになっているのでしょうか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

住宅改修支援の状況につきましては、玄関、トイレ、浴室の手すりの設置、玄関や勝手口の段差解消となっております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

それは、介護認定を受けていない人、それから独居じゃなくて家族がいる人でも受けられるのでしょうか。それと、もし受けられるんだったら、実績としてはどれくらいでしょうか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

介護の認定を受けていない方は、住宅改修の支援は受けられません。また、令和6年度現在までで介護認定を受けられた方の利用実績としましては、3件となっております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

多様化の時代ですので、様々な生活の場があると考えます。独居世帯のリスクは非常に大きいように思えます。先ほども言いましたように、どんなにリスクが高くても独り暮らしを選ばれる人もいるし、安心・安全を優先して集合住宅を望む人もいます。しかし、高齢者の独居世帯は民間の賃貸住宅には入れないという、そういう業者間の決め事みたいなものが存在をします。自治体としても何らかの施策を考える必要があると考えますが、これについてはいかがでしょうか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

以前不動産業者に確認したところ、参考ですが、独居老人の入居につきましては、家主の方との契約が難航しているケースが多くあるとのことでした。また、独居老人の入居手続きで苦慮されている点の一つとして、保証人の問題もあるとのことでした。アンケート結果によりますと、太良町では最期は医療機関や自宅で迎えたいと考えられている方が65%を占めていることから、今後は在宅ケアに力を入れていかなければならないと考えております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

理想の形としては、自宅で最期を迎えることが希望であり、ベストなのかもしれませんが、それまでの生活を楽しく過ごす、安全に過ごす、健康で長く生き続けることが一番大切なことではないかと考えますが、それについてはどう思われますか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

生活を楽しく過ごす、健康で長く生き続けることが一番大切だと思うことは、誰もが思うことであり、議員お見込みのとおりだと思われます。そのため、今後も高齢者の予防事業に

ついて継続的に取り組む必要があると考えます。

以上です。

○6番（待永るい子君）

今回は、多様な生き方をするための住居の在り方という点について質問をいたしました。ライフスタイルや価値観が多様化している社会の中で、一つではなく、様々な生き方を選択することができる環境を整備していくことは、非常に重要ではないかと私は考えております。今は集合住宅についても建設の予定はないとのことでしたが、これからは町民の皆さんの住宅の満足度という視点で考えていただければと考えております。

私たちの議会の研修会で、住民さんはその自治体がどのようなサービスを受けることができるかで自治体を選ぶことができるというお話をされました。当然のことながら、たくさんのサービスを受けられる自治体で生活をしたいと思います。一つでも多くのサービスを提供し町民の皆さんの満足度を上げていくのが私たちの仕事でもあります。独居高齢世帯が進む中、様々なリスクに対応した施策を進めていただくとともに、集合住宅につきましても再度検討していただくことを要望いたしまして、次の質問に移ります。

2点目は、タクシー事業の利用状況と今後の展開についてですが、町内タクシー事業者の廃業に伴い、昨年より町外タクシー事業者に委託する形でタクシー事業が実施されております。このタクシー事業に関しましては、現在は営業しているが、いつ廃業するか先が見えないと考える事業者も多く、近隣の江北町では町営タクシーの提案もなされ、注目をされております。

太良町のタクシー事業も、これから先どのような事業を展開されるのかについて、1点目、事業開始からどれぐらいの人が利用したのか、2点目、委託料はどれぐらいか、3点目、現在の台数で十分なサービスができているのか、4点目、今後の問題点についてはどのように考えているのか。

以上、4点について質問いたします。

○町長（永淵孝幸君）

待永議員の2点目、タクシー事業の利用状況と今後の展開についてお答えします。

1番目の事業開始からどれぐらいの人が利用したのかについてであります。タクシー運行業務委託事業としてスタートした令和6年6月から令和7年1月までのタクシー利用人数は、3,809人であります。

2番目の委託料はどれぐらいかについてであります。委託料は2,038万5,288円となっております。

3番目の現在の台数で十分なサービスができているのかについてであります。昨年5月まで民間で経営されていたときのタクシー利用状況や6月から町委託で開始したタクシー運行事業での利用状況を基に判断しますと、おおむねサービスはできていると考えております。

4番目の今後の問題点についてはどのように考えているのかについてであります、今後予想される課題については、次のような点が考えられます。1点目は車両等の保守と維持費について、2点目はタクシードライバーの安定的な確保についてなどを想定しております。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

昨年5月まで民間で経営されていたときの利用者数はどれくらいでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

年度別の運用実績で申し上げますと、令和2年度で8,384人、令和3年度で6,919人、令和4年度で7,020人となっております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

年々若干減っているという、そういう感じがいたしますが、このタクシー利用者の方の利用距離はどれくらいが一番多いのでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

利用状況で一番多いのは、2キロから3キロの距離が一番多い状況でございます。

以上です。

○6番（待永るい子君）

二、三キロというと、初乗り運賃で行ける距離なのか、またその初乗り運賃はどれくらいに設定してあるのか、お伺いします。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

初乗り運賃で行ける距離としましては、1.5キロでございます。初乗り運賃の金額につきましては、810円となっております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

タクシーの営業時間を延ばしたことで、どれくらいの利用者が増えたのか、また利益についてはどのようになっていますか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

令和6年10月から運行時間の延長を実施しておりますけれども、現状としてはあまり利用されていないのが現状でございます。

実績で申し上げますと、令和6年10月から2月までの期間中の夜間、午後5時から午後

10時までの時間帯で営業日が151日間ございました。この151日間に対しましてタクシーの出庫回数は135回しかなく、稼働率としましては1日平均0.89回と、1日当たり1回の利用にも至っていない状況でございます。このような状況から、夜間における利用については、そう多くない額だと思っております。なお、1か月当たりの売上額としましては、約70万円となっております。

このタクシー運営事業につきましては、町から人件費や諸経費に係る費用を含めて負担をしているため、タクシー運行事業者の収入額は70万円となりますけれども、通常の民間運営によるタクシー事業に換算をしますと、売上額70万円という金額は人件費相当額しかなく、ほかのガソリン代や点検費用、保険料などの運行や維持管理に係る経費までは収入が得られていないのが現状のようでございます。

以上です。

○6番（待永るい子君）

時間を延ばしたけれども思うように利用されていないというそういう現状ですが、そういう今のままじゃなくて、例えば予約制にして何曜日が多いとかアンケートを取りながら随時変えていくというんですか、毎日じゃなくて、例えば1日置きとか、そういうふうなことは考えていらっしゃるでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

まず、曜日ごとのデータで申し上げますと、例えばこの日とこの曜日が特に多いとかという状況が出ていたらそういうのも検討は可能かなと思いますけれども、現状の実績で分析をしましたら、週ごとに、あるいは月ごとにそのような利用回数が多いのが様々なところでばらばらに出ておりますので、曜日を決めた対策はなかなか取りづらいという状況でございます。

また、予約制についてですけれども、このタクシーの廃止に伴い近隣のタクシー事業者さんともお話をしたところ、まずそういった予約制についてはできないというお話を受けているところでございます。

以上です。

○町長（永淵孝幸君）

近年は、夜に飲食を伴うような会合がある場合は、ハンドルキーパーを決めたりとか、そして飲食店あたりに送迎をしてもらったりとか、自ら家族が送迎をしてくれたりとかというふうなことで、かなりタクシーの利用が少ないということは聞いております。これはタクシー業界の方からです。この前、太良町の交通対策協議会の中で、もっとタクシーを利用してもらうようなことをお願いしますと言われてきましたが、それについても個々の考え方がありますので、今言ったような状況で、なかなかタクシーの利用も伸びていないというふうな状況と聞いております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

現在、車両等の保守とか維持はどのようになっているのでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

運送車両は町の所有であるため、運送業で必要となる3か月点検保守料や修理に関する維持費につきましては、委託料の中に算入をしているところでございます。

以上です。

○6番（待永るい子君）

現在、タクシードライバーの人員は何人で、年齢はどれぐらいの方でしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

太良待機所における人員は4名体制で行われており、年齢は40代が2名、50代が1名、60代が1名の構成となっております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

高齢の女性の方から、女性ドライバーの方にはいろいろ頼みやすくて助かるという声を聞きましたが、今後も女性ドライバーを募集、採用されるというそのような予定とか、そのような方向性というものはあるのでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

事業主が社員を募集する場合、男女雇用機会均等法により、募集や採用におきまして性別を理由とする差別は原則として禁止されていることから、性別を限定した募集、採用を行う傾向はないと考えております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

差別をしてほしいとかそういうことを求めているではありませんが、町民さんの希望としてそのような声があったということを事業所にお伝えすることは可能でしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

議員の御発言の町民さんの希望としてそのような声があったという表現についてでございますけれども、町から委託関係である事業者に対しまして発信をすることは、先ほど申し上げました男女雇用機会均等法に抵触する表現と取られ、誤解を招く可能性もありますので、できれば利用者の方が直接お伝えいただくか、または町民の代表である議員さんからお伝えし

ていただければ、その真意は誤解なく伝わりやすいかと考えております。そのようなことから、町からの委託事業者さんへの伝達につきましては、運転手さんの対応に感謝されておりましたというお言葉を聞いておりますよということはお伝えできると思います。

以上です。

○6番（待永るい子君）

直接か行政じゃない方が言ったほうが効果があるんじゃないかという、効果というか、そっちのほうがいいんじゃないかということだと思います。

私たちはいろんなところに補助金を出しておりますけれども、祐徳バスさんへの補助金は年間どれくらいでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

令和5年度の補助金の金額は2,388万9,000円、令和6年度では2,306万9,000円となっております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

祐徳バスの利用者の方はどれくらいで、乗車距離の一番多いのは何キロくらいでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

祐徳バスからの1年間における鹿島・太良線の利用者実績報告数で申し上げますと、利用者数は4万7,108人となっております。次の御質問ですけれども、距離的に利用が多いのは、鹿島から海中鳥居、約15キロ相当となっております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

そしたら、コミュニティバスの委託料は年間どれくらいでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

令和5年度の委託料としましては2,212万1,000円、令和6年度では2,223万9,668円となっております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

それでは、このコミュニティバスの利用者数はどれくらいでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

令和4年度の利用実績数は合計で7,802名、令和5年度の利用実績数で8,225名となっております。

ります。令和6年度は途中ですけども、半年で4,496名の利用状況となっております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

コミュニティバスに関しましては、利用しやすい地域の人とまだまだ利用しにくい人との、そういう隔たりがあるような気がしております。特に大浦地区の人は、待ち時間が長過ぎたり、行きの便はあっても帰りが無いなどの不便点があり、利用しにくい状況だと伺っております。この大浦地区の人の不便を補う施策はどのようなことを考えておられますか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

コミュニティバスの運行実績を基に分析をしましたところ、大浦地区内で完結する路線につきましてはバスの利用者が少ない状況でありましたので、利用者の利便性向上のため、大浦地区内循環型運行路線を廃止し、大浦地区から多良地区まで運行する路線に統合を行い、1運行日当たり1往復であったものを1日当たり2往復に変更していく改善案を太良町地域公共交通会議においてお諮りをし、来年度の国への申請時に反映できるよう進めておるところでございます。

以上です。

○6番（待永るい子君）

大浦地区もそうですが、多良地区でも地域によってはまだまだ利用しにくいところもあるようですが、このようにコミュニティバスだけでは十分に町民の皆さんの移動手段としてはまだまだ不便なところがあるような感じがいたします。この不便な点をタクシーで補うという、そういうコミュニティバスとタクシーとを組み合わせたという、そういう施策は考えられませんか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

先ほどの答弁と重複するところがあると思いますけども、コミュニティバスの運行状況により、地域公共交通会議においても御意見を伺いながら適宜見直しを行っております。町としましては、まず今回の見直し案の内容で実施をしまして、状況を見極めながら今後も協議、研究を進めて利便性の向上に努めていきたいと考えておりますので、現時点ではタクシーと組み合わせた事業の考えは持っておりません。

以上です。

○町長（永淵孝幸君）

生活交通路線バスで、祐徳バスも1時間に大体1本ぐらい走ってるわけですね。ですから、コミュニティバスとタクシーとその祐徳バスを利用しながら、自分の要件に合うような形で行動していただければ助かるなという思いもしております。おのおのの要望に対して100%

お応えしてやっていくのが努めだと思っておりますけれども、全てにおいてそこまで対応できないこともありますので、そこら辺を含めて、また我々もそういったことを含めて検討してまいりますけれども、利用者の方についてもそこら辺を工夫しながら利用していただければありがたいなと思っております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

タクシー事業というのは、法的に公共交通と位置づけられております。町営のタクシー事業については、どのように考えておられますか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

運転手の確保、運行管理面などが全て町の直営の事業になりますと、バス、タクシー事業者と事業収益の面でも町との競合となることから、そのような話をするときは慎重な話合いや調整が必要だと思います。その調整次第では、場合によっては民間運送事業者の太良地区の運行協力の撤退にもつながりかねないことだと思っております。

太良町におきましては、運行に要する業務につきましてはプロに委託する委託方式で採用しているところでございます。少し経緯を申し上げますと、令和6年5月に民間タクシー事業者の廃止を受けまして、できるだけ交通空白地帯の期間が長くならないようにするため、町から近隣のタクシー事業者へ協力を依頼し、タクシー運営の事業委託という形で何とかタクシー運行を早期に継続できたところでございます。最短でできる方式は、この委託方式が一番ベストであったと町では考えております。この民間会社へのタクシー運行業務委託方式につきましては、導入からまだ1年も経過しておりませんので、しばらくはこの形での運行を継続していきたいと考えております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

町営タクシーに関しましては、江北町さんが取り組まれたので、私も議会傍聴に行ってお話を聞いてまいりました。

江北町さんには民間のタクシー事業者が2社あるそうですが、2社共にドライバー不足や収入面などの問題などから、いつまで営業できるか分からないという話があり、それが町営タクシー発想の出発点になったようです。町営タクシーという言葉だけど、町がタクシー会社を運営するわけではないと、太良町さんの委託という形も税金を投入して委託しているのだから一つの町営タクシーでしょうと言われておりました。コミュニティバスやタクシー事業などは間接的な町営事業だと私も一応考えます。

江北町さんにも町内を回る循環バスがあります。それで、朝と夕方は子供たちの通学用として大勢の人の利用がありますが、昼間は誰も乗らない状況なので、今後は昼間をタクシー

中心に回すなどの需要に合わせた取組を考えておられました。また、町営タクシーにすることで初乗り運賃設定も可能になるので、300円ぐらいで考えているとのことでした。

私はそのような話を聞きながら、太良町でもコミュニティバスとタクシーを組み合わせることで、現在の課題を解決できるのではないかと考えました。また、運賃の設定も、町民の皆さんが外へ出る機会を増やすことにもつながっていくのではないかと、そのように考えました。

公共交通に関する補助金は、祐徳バスとコミュニティバスとタクシーを合わせて、6年度で6,569万3,956円になります。これだけの税金を投入しておりますので、町民の皆さんに使いやすい公共交通を提供する方法として、コミュニティバスとタクシーの組合せを提案させていただきました。

人口減少、少子・高齢化の中で、この公共交通というのは、どこの自治体も同じ悩みを持っております。町民の皆さんがもっともっと利用しやすい公共交通の在り方を検討し、実践していただくことを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（江口孝二君）

これで1番通告者の質問が終わりました。

暫時休憩します。

午前10時29分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（江口孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番通告者、山口議員、質問を許可します。

○5番（山口一生君）

議長の許可を得ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、有明海の再生と漁業のこれからについてをテーマに質問をさせていただきます。

近年、有明海の海況は悪化の一途をたどっており、かつて宝の海と呼ばれた面影はなくなりつつあります。将来にわたり太良町の大切な要素である有明海と共生するために今何をできるのかを改めて考え、対策を実行する必要があるため、以下について問う。

1つ目、現在の有明海の海況はどのようになっているか。2つ目、現在漁業者は何名いるか。3つ目、ノリ養殖の現状はどのようになっているか。4つ目、漁業者に対する行政からの支援はどのように行っているか。5つ目、漁業の後継者育成支援はどのように行っているか。6つ目、漁業への新規参入はどれほどあるか。7つ目、水産資源の維持、管理、回復においてどのような活動がなされているか。8つ目、有明海再生加速化対策交付金の内容と本町における取組の検討状況はどのようになっているか。

以上になります。よろしくお願いします。

○町長（永淵孝幸君）

山口議員の有明海再生と漁業のこれからについてお答えします。

1 番目の現在の有明海の海況はどのようになっているかについてであります。気候変動に伴う気温や水温の上昇、少雨による栄養塩の減少、令和7年1月には赤潮の発生も見られ、依然として漁業経営を取り巻く環境は厳しい状況となっております。

2 番目の現在漁業者は何名いるかについてであります。令和5年の港勢調査によりますと、正組合員数は214名、経営体数は153件となっております。

3 番目のノリ養殖の現状はどのようになっているのかについてであります。ノリの生育に必要な栄養塩が不足し、令和3年季から不漁が続いている状況であります。今年度の秋芽ノリ期では、一時栄養塩に恵まれた時期もありましたが、現在では冬場の少雨により栄養塩が不足し、ノリ養殖にとって厳しい環境下にあります。また、ノリ養殖をされている事業者数は、令和3年季で20件ありましたが、その後記録的な不漁の年が続き、現在では5件となっております。

4 番目の漁業者に対する行政からの支援はどのように行っているのかについてであります。近年における有明海の海況変化による漁業不振に対して、町内漁業者を対象に太良町漁業継続対策補助金により、ノリ養殖資材に係る費用に対して50%以内の補助を行っており、漁網の購入経費に対しても上限1万円で補助を行っております。また、漁港内のしゅんせつを行い、航路確保並びに利便性の向上も図っております。

5 番目の漁業の後継者育成支援はどのように行っているのかについてであります。町内で漁業に従事する40歳以下の方に対し、太良町漁業従事者事業継続支援給付金により年間36万円を5年間給付し、支援を行っております。また、漁業に就いて5年以内の15歳から50歳未満の方に対しても、太良町親元就漁支援事業給付金により同額の支援を行っております。

6 番目の漁業への新規参入はどれほどあるかについてであります。太良町親元就漁支援事業が始まった令和元年度以降、漁業への新規参入はありません。

7 番目の水産資源の維持、管理、回復においてどのような活動がなされているかについてであります。水産多面的機能発揮対策事業を活用し、海底耕運やカキ礁の造成、沿岸清掃などの活動が行われております。

8 番目の有明海再生加速化対策交付金の内容と本町における取組の検討状況はどのようになっているかについてであります。国の令和7年度当初予算での創設で進められており、農林水産大臣談話としては、漁場環境の改善や水産資源の確保の取組、漁業経営改善、新技術の導入などが柱となっているようでございます。したがって、本町における取組の検討はこれからということになります。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

質問への回答ありがとうございます。

有明海の状況が年々厳しくなっているというのは、皆さん御存じのとおりだと思います。本当にノリも今年非常に厳しい状態で、こちらに回答をいただいたとおり、最初は多少取れた時期もあったんですけども、その後厳しい状態にまた逆戻りをして、今はほとんど取れていないという状況になっていますと。

それで、海の状況について聞いたときに、気候変動が原因であるとかそういうことが多々あるかと思うんですけども、もう少し分解して有明海がなぜこういう状態になっているのかというのをかみ砕いていきたいなと思っています。そういったところの町の認識を聞きながら進めていきたいなと思っています。

1つ目が、諫早湾の干拓事業における諫早湾を閉め切った影響というのは、どのようなものがあるのでしょうか。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

国営諫早湾干拓事業での潮受け堤防排水門閉め切りの影響についてでございますけれども、潮流の変化によりノリの不作、二枚貝不漁をもたらす赤潮や貧酸素水塊発生の一因などの意見や、また一方では、非常に特異な赤潮等の影響で諫早湾潮受け堤防の直接的な原因はないなど様々な意見がございまして、有明海への影響については確実な調査結果は出ていないと考えております。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

諫早湾を閉め切った影響が本当にどこまで、どういった範囲でどれぐらいの影響があっているのかというのを計測するのは難しいということなんですけれども、諫早湾を閉め切ったことで、例えば干潟が消失をしているというのが言われています。それで、消失した干潟というのが、ずっといろんな環境の水質の浄化とかいろんな生物を産み育てるみたいなのところもあったかと思うんですけども、そういったところが閉め切って本当に影響が全くなかったというのは、多分国のほうも思っていないと思います。その後、有明海の再生について多種多様な支援策とか対応策を行っているというような現状になっているかと思っています。先ほど1つずつということで、まずその諫早湾を閉め切ったのが原因の一因じゃないかというのが1つ目。

それで、2つ目にお伺いしたいのが、温暖化による高水温や大雨とか、そういったところの影響というのはどういうふうに認識をされていますか。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

近年の温暖化による高水温、並びに大雨の影響につきましては、漁場環境や沿岸域での水産資源の減少、並びに生物の多様性の損失などの影響の一因として懸念されております。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

温暖化というので、皆さんも御存じのとおり体感されてると思うんですけど、夏は非常に暑くなって、40度に迫る真夏日というか、本当に暑い日があります。それで、7月の頭ぐらいから大雨も降ったりして、これまで考えられなかった量の水が海に流入するといったことも近年では、まれにあるということではなくて、もう常にそういう状態になってきていますということで、ここ10年、20年でそういった温暖化というか、暑くなって雨が大量に降るといような変化も有明海に影響をしているのではないかということが示唆をされています。

それで、次のポイントが、ノリ養殖における酸処理や施肥をやった場合に、こういった行動というのが海に対する影響というのはどのようなものがあるのでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

まず、この問題は、令和2年に福岡高裁によって有明海での不漁の原因が酸処理ではないかと問われた裁判があり、その判決の中で、酸処理が水質悪化の主要因とする科学的根拠は乏しく、赤潮の原因とも認めず、海洋汚染にも当たらないとの判決が下されております。そのような中で、施肥についても海に対する不漁の影響とも特定されてはおりません。

しかしながら、有明海再生に関する佐賀県計画では、環境に配慮した酸処理の基準として、水産庁次長通達及び県の実施基準に照らし合わせて、使用期間とか使用目的の制限等により使用量の削減に努め、施肥についても、漁場の栄養塩濃度が激減しノリの色落ちや生育の停滞が確認され生産に支障を来すおそれが生じた地区に限り限定的に実施をするということをされておりますので、この辺の原因も明確なことは分かっておりません。

以上です。

○5番（山口一生君）

町長の答弁ありがとうございます。

裁判等でも、酸処理の影響であったり施肥の影響、そういったものについてよく分からないというか、断定できないというのが正直なところかなというのがあるとは思いますが、しかしながら、もともと海に存在しなかったもので、何らかの影響を与える物質ではありますので、全く影響がゼロだと言われると、そうではないんじゃないかなと私は個人的には思います。その程度の問題というのがあって、近年では、今年とかでは酸処理や施肥等は過度には控えているというのが現状のようですけれども、やっぱり海はいろんな要素が複雑に絡み合っているんで、何が決定的な要因なのかというのは非常に分かりづらいというのが、先ほどの町長にいただいた答弁の中でもあるのかなというふうに思っています。

次が、界面活性剤を含む洗剤などの影響というのはどういったものがあるのでしょうか。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

界面活性剤につきましては、洗剤などの日用品に多く使用されておるものになりますけれども、現在合併浄化槽などにより分解されるものと思われしますので、環境への影響は少ないものになると思われております。

以上でございます。

○町長（永淵孝幸君）

ちょっと補足ですけれども、私も上京した折に水産庁とかに行ってお話をさせていただいておるのは、今有明海の状況がどうなっているのかということをよく知っていただきたいと。それを知る手だてとして、有明海に国の機関のそういった海洋を含めていろいろな有明海を調査するような機関を置いてもらえませんかという要望も実はしております。そういったことでしていかないと、本当の有明海の今のこの状況がどういうことになっているのかということは、我々素人でも分かりませんし、漁業者の方も多分100%はこれが原因だということとは言えないでおられるんじゃないかなと思っておりますので、そういったことを含めて一つ一つクリアをしながら、今の有明海の状況がこうなんだということを知った上で対策あたりを講じてもらわないと、本当の有明海再生にはつながらないんじゃないかということをお話しておるような状況です。

以上です。

○5番（山口一生君）

町長、ありがとうございます。

上京された折に国の機関等々にもお話をされて、ぜひ太良町にそういった国の出先の機関を置いて、きちんこの足元で調査をしてほしいというような要望をしていただいていることについて、私からも感謝を申し上げます。

そうやって、本当にここの現場で何が起きてるかというのを知らないままに、例えばお金、予算だけをつけましたとかそういったことを言われても、なかなか解決に結びつかない部分もあるのかなというふうに、私も同じ思いを持っております。

それで、先ほど界面活性剤のことについてお尋ねをして、今は合併浄化槽を使用している、その合併浄化槽によって界面活性剤の影響というのは限りなく少なくなっているんじゃないかというふうな見解を教えてくださいました。実際、以前に比べたら垂れ流してということとはほとんどないかなとは思います。

それで、界面活性剤が入ってない洗剤というのはほとんど多分存在してなくて、我々が日常生活を一般的に送る上で界面活性剤を使っていない町民さんというのは、恐らく一人もいらないんじゃないかなというふうに考えております。例えば洗剤、手を洗う、服を洗う、そういった汚れを落とすとなったら、確実に入っています。

それで、界面活性剤は、例えば水にぽんと落とすとどうなるかというと、魚が即死をします。もちろん貝とか生物が即死をする物質を使って我々は日常を便利に送らせていただいているという、あんまり聞きたくないような事実だったかもしれないですけども、そういった物質ではあります。

では次に、広葉樹が減り針葉樹が増えたことで、海への影響はどのようなものがあるんでしょうか。こちらについてお答えください。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

一般的にですけれども、広葉樹の落ち葉による腐葉土が土壌の安定性を維持しやすいと考えられており、針葉樹が増えたことにより広葉樹より土砂が流出しやすく、河川を通じ海へ流入することで海岸の汚濁が進行する可能性があるという考えも1つありますけれども、ただし杉やヒノキなどの針葉樹の人工林は、適切な管理により水源涵養や土砂災害の防止などメリットも多々あるため、海に与える影響については一長一短あるものと思われております。また、山林においてはそれぞれの役割がございまして、広葉樹を増加したほうがよいという考えが一概によいという考えのほうにはならないと考えております。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

太良町は、杉、ヒノキ、針葉樹がかなりの量植えてあって、太良町はほかの場所に比べると非常に高精度な状態でかなりきちんと管理をされているというのが私の見立てというか、思いです。

それでも、きちんと管理をしてる太良町でも、これだけ杉、ヒノキをこの密度で植えれば、環境が変わらないかといったら、そうではないと思います。もともと雑木林というか、杉、ヒノキがある前は、例えば松が生えてたとかそういった状況から今のような山林の状態になっているかと思うんですけども、広葉樹がどんどん減って針葉樹に切り替わっていく中で、例えば水が湧き出していたものが山肌から水が湧き出なくなったとか、川の水が減ったとか、そういったことというのは皆さんも体感としては恐らく覚えがあるんじゃないかなと思います。

それで、有明海のほうにも地下水の湧水というのが出ておりますので、そういったところから出てる水の量が減るとか、それが直接の原因かどうかは分かりませんが、この何十年かで起こった変化を一個一個見ていくと、それも要因の一つではないかというのが考えられるということに行き当たるかと思えます。

しかし、太良町は、山はすばらしく管理をされています。それでも、影響は多少はあるんじゃないかというのが私の考えであります。

次は、ネオニコチノイドを含む農薬の散布は、海へどのような影響があるんでしょうか。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

ネオニコチノイド系農薬につきましては、主に殺虫剤として使用をされております。農林水産省では、使用基準に従って使用すれば安全であると判断される農薬だけを、農薬取締法に基づき登録を行っていただいております。また、農薬につきましては、野外で使用するため、環境中に放出された農薬が魚などに悪影響を及ぼさないかどうかとも同様に検討されておりますので、適切な使用を行えば環境に影響は少ないと考えております。

以上でございます。

○5番（山口一寿君）

太良町は、農薬の使用もかなり多くあると思います。いろんな農産物がありますので、それを農薬なしで育てるとするのは不可能だと思います。私も、虫が来たら一発でアウト、菌が来て病気が出たら一発でアウトというのが農業でありますので、農薬なしで農業をするというのは難しいと。

しかしながら、先ほどお伺いしたネオニコチノイドを含む農薬というのが、これは神経毒でありまして、もちろん虫は瞬間的に死にます。それで、もし河川等に流出した場合は、水生生物、魚とか貝とかは瞬時に死にます。それで、例えば人間に影響があるかということ、人間は瞬時には死なないかもしれないですけども、影響がないというのは考えにくいというのが、私の考えであります。

これは神経毒ということで、例えば一説では発達障害や神経発達への影響があるんじゃないかということで、自然環境並びに人間に対する影響というのは無視できないということで、例えば日本では規制は特にされていないんですけども、EU、ヨーロッパでは2013年以降、ネオニコチノイドの主要な3種、クロチアニジン、イミダクロプリド、チアメトキサムについて、屋外での使用が禁止されております。

禁止されてる国とかも実際あるということで、本当にこういった農薬等の使用が自然環境、ひいては海の環境、有明海の状況について全く関係がないかということ、そういうのもちょっと考えづらいかなということで、私がお伺いした次第です。

次が、砂防ダムを造ったことで海への影響はどのようなものがあるんでしょうか。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

環境省のホームページでは、海と陸とのつながりを断ち切るような構造の砂防ダムにおいては、魚が遡上できないなどによって生き物にとってすみづらい環境になる影響はあると思われれます。また、砂防ダムを上流に造れば、下流への砂の供給がなくなり、海岸が痩せていくなどを言われておりますけれども、砂防ダム群から海岸線までの距離が数キロ程度と近距離であれば、砂防ダムによる土砂供給の途絶は下流の海岸線にも影響すると考えられますが、

現在のところ、海へ直接的に影響があることは明確には分かりません。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

砂防ダムを造った影響というのは定かではないと。確かに砂の供給等に影響はある可能性はあるということで、環境省も把握をしているということで理解をしました。

それで、実際砂防ダムを皆さん見たことがあると思うんですけども、ほとんどが埋まっていますよね。今、役割をそのままできてるかという、ちょっと疑問が湧くんですけども、災害の防止とか農業用水の供給とかそういった面でいうと、砂防ダムも例えば撤去をしてしまいたいというのは、すぐには無理かなというのが個人的な考えでもあります。

次が、海産資源を再生産する速度を超えて取り過ぎた場合、生態系にどのような影響があるのでしょうか。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

海産資源を再生産する速度を超えて取り過ぎた場合につきましては、一般的には、過剰な漁獲により特定の魚種が減少することで、その魚種の捕食や被食の関係にあるプランクトン等にも影響が広がり、生態系が乱れるおそれがあると考えられております。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

これは平たく言うと、魚とか貝を取り過ぎるとどういった影響がありますかということなんですけれども、お答えいただいたとおり、子供が増える速度を超えて大人を取ってしまうと、もちろんその魚種とかその生物はこの世からいなくなるというのは、誰が考えても分かることだと思います。

そういうのもあって、先ほどからいろいろ聞いています。例えば、諫早湾を閉め切った影響がどうかとか、温暖化の影響とか、ノリの酸処理、施肥についてとか、界面活性剤、広葉樹を減らしたとか、ネオニコチノイドを含む農薬とか、砂防ダムを造ったとか、海から魚とか貝を取り過ぎたんじゃないかというような話をしていますけれども、この全てが恐らく有明海の今の状況をつくってるんじゃないかなと思っています。この一つを例えば改善したとしても、恐らく有明海が再生するというのは考えづらくて、この戦後70年ぐらいをかけて壊した、壊したというか機能がかなり低下した有明海を再生するには、恐らく70年ぐらいかけて元に戻すしかないのかなというふうに私は思っています。

それで、70年後のことについて、私は責任が取れないなというのがあります。私は今40歳ですけれども、私は70年後は110歳ですので、70年後、有明海の再生を見届けられるかというと、ちょっとそうではないかなというのがあります。

それで、有明海の再生について可能性があるとすれば、赤ちゃんを増やすしかない、子

供を増やすしかない、人間もそうですよね。太良町は子供が減ってますけれども、子供を増やすしかない。海もしかり、子供を増やすしかない、卵を産ませるしかない。その卵とか稚魚とか稚貝とかを大事に育成するしかないというのが、一番最初にやるべきことなのかなというふうに考えております。

ちなみに、コハダの産卵期における禁漁というのをやられてるということをニュースとか漁師さんからお伺いしたことがありまして、この効果というのはどういうところに出てきているんでしょうか。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

現在、佐賀県有明海漁協大浦支所の組合員で構成されております投網業者会がコハダの産卵期と推定された2週間程度の期間に禁漁を実施されております。効果につきましては、禁漁前と比較して1時間当たりの漁獲量が増加傾向となっているため、目標となる漁獲量に達成する時間が短縮し、漁業者のライフ・ワーク・バランスの改善や燃料費の削減にもつながっていると聞いております。

以上でございます。

○町長（永淵孝幸君）

関連ですけど、竹崎カニについては、抱卵ガザミ。そのときは、漁業者も時期によっては休漁期を設けて取らないと。それから、いろいろな旅館組合等も、抱卵ガザミを一生懸命自分のうちで抱卵させながら、それを放流されていると。それで、町でも抱卵ガザミについての補助も出して取り組んでおります。

ですから、潮によっては取れる時期があるというようなお話も聞いておりますけれども、今のこの状況の中では取れる時期があったり取れない時期があったりというようなことで、全体的なことを通して考えれば、ガザミも少なくなっているんじゃないかなということの話もお聞きします。

ですから、実は太良町では竹崎カニ、カキを一番メインに今観光の面でも売り出しているわけですけども、そこが少なくなると取れなくなったときに本当にどうなるのかなという思いをしておりますので、そういった関係者の方たちの話も聞きながら、今後はこの辺の取組もしていく必要があるんじゃないかなという思いはいたしております。

しかし、今の状況の中で、皆さん方もこれが回答、これをやればいいですよということはまず考えがないようでございますので、いろいろなカニを扱っている関係者の方々と協議をしながら取り組んでいく必要があるのかなと思っております。

以上です。

○5番（山口一生君）

ありがとうございます。

町長が言っていたいたのを次に聞こうかなと思ってたんですけども、そのコハダの産卵期における禁漁というのは一定の効果が出てるんであろうというような見解があって、その活動に対して公的な機関から評価を受けているというようなニュースも見たりして。

漁師さんにとって、禁漁というのはなるべく避けたいというのが多分正直なところなんじゃないかなと思います。海に出て漁をしなければ、収入がなくなるわけです。それを調整するというのはかなり難しい部分があるのかなとは思っています。しかしながら、そういった時期時期に応じて禁漁とかそういったものをみんなで協力して行うことによって、ある一定の資源の回復、魚の回復、貝の回復とかガザミの回復、そういったことが実際起きているんであろうというふうに考えております。

それで、先ほど言っていた竹崎カニの重要性というのは、太良町は例えばつきみんとガネッタみたいな2つのゆるキャラがいますけれども、ガネッタがキャラクターになるほど太良町の非常に重要なアイデンティティーの一つだと私も考えています。このカニとかが取れなくなってしまうと、本当に一大事だと言わざるを得ないと思います。

それで、町のほうからも今抱卵事業をやって支援していただいたりして、これについて卵を増やしたりすることについて前向きに支援をさせていただいているかと思うんですけども、ちなみにこの抱卵事業はどのぐらいの額の支援をされているのでしょうか。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

令和5年度で実績を申し上げますと、91万9,200円補助をさせていただいております。事業費につきましては、131万3,190円となっております。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

これだけ海産物が取れなくなっている状況下において、100万円弱というのが妥当であるかというのと、そうじゃないんじゃないですか、少な過ぎるんじゃないかなというのが私の個人的な思いです。

それで、ガザミ、カニにかかわらず、例えばカキとかほかの魚種とか貝とか水産の生物がいると思うんですけども、そういったものを包括的に、例えば卵を産ませたり、ふ化させたり、ある程度大きくしたり、そういった一連の施設というか、そういった取組というのを太良町の中で、先ほど町長がおっしゃられたような国の機関と連携してやっていくことについて、もっと10倍ぐらいの予算をつけてもいいんじゃないかなというふうに考えているんですけども、それについては、町長、どういうふうにお考えでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

まず、有明海は4県にまたがっているわけですね。太良町だけで竹崎カニを仮に育て上げたって、このカニは天草方面にも行くし、島原方面にも行くし、大牟田方面にも行くしとい

うようなことで、ワタリガニとついてるような状況で行くと思うんですよ。

ですから、やるとすれば、太良町だけで幾ら予算をつけても、さっき言われた10倍の1,000万円以上もつけてやったって、それに対して太良町でどのくらいの水揚げができるのかというところも、私は分からないと思うんですよ。やるとすれば、この4県の漁協あたりで十分話し合いをしながら、それで今の有明海再生に向けて、今度国も10年で100億円という話もされておりますけれども、どういう形になるかも分かりません。ですから、こういったところを含めて総体的に考えてもらわないと、太良町だけが抱卵ガザミとかいろいろなそういった事業で支援してやっても、本当に太良町だけにその恩恵がもたらされるのかという疑問もあるわけですね。

ですから、そこら辺はよく関係機関と、また漁業者さんあたりとも協議をしながらやっていかんと、助成金額も決められないと。だから、今の金額でもいろいろな要望もほかには出てきませんので、それでいいというふうなことで解釈されているのかなという思いはいたしております。

以上です。

○5番（山口一生君）

確かに、海がつながって、4県にまたがると。例えばここだけでしゃかりきに抱卵をしたとて、それが太良町の利益になるかどうかというのは定かではないというか、計りようがないということを言っているんですけども、確かにそうかなということは思いますけれども、実際に太良町の中にはそのワタリガニを必要としている人が多分ほかの県よりも多いんじゃないかなというのを私は感じているわけです。

なので、例えばカニが取れた場合に誰が一番購入をしたいかといったら、恐らく太良町の方なんじゃないかなというのがありますので、そこは思い切って抱卵を10倍ぐらいにしてみ、それで結果どうなるかというのを見ていく必要もあるのかなと。

もちろん町の財源だけでは厳しい部分もありますので、国とか県とか財団とかいろんな財団がありますので、そういったところと連携をしながら、とにかく生物の量を増やしていく、生態系をもう少しましな状態にもっていくというのを今後考えていく必要があるんじゃないかなというふうに考えております。

それで、こういったすごく厳しい状態であって、先ほど新規で漁業へ参入をする方ってどれぐらいいらっしゃいますかというような質問をさせていただきました。それで、実際新規で漁業へ参入したい、例えば漁業権が欲しいとかというそういった御相談というのは、町には今あるんでしょうか。実際に新規参入した方はいないということなんですけども、そういった相談とかというのは今現在あっているんでしょうか。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

漁業での新規参入の相談は数件ございました。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

漁業に参入をしたいというような相談が数件あっているということでお答えいただきました。

それで、今回私は第5次太良町総合計画とかこういったものを見ながら、町の政策として漁業がどういうふうな位置づけをされているかというのを見ていきました。

それで、こちらの67ページ、漁家数（経営体）の成果指標として、現在中間目標が2023年で177戸、それで目標が2027年で168戸ということで、漁師さんの経営体の数というのが、できれば2027年には168戸ぐらいいは残っていてほしいということこちらのほうに書いてあります。でも、先ほどノリの状況をお伺いしたときに、以前20戸程度あった経営体が5戸にまで減少をしているということで、マイナス15というような状態になっています。

それで、この目標を掲げられているこの戸数に何とか政策的にやっていこうと思ったときに、確実にこれは達成不可能なような気がするんですけども、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

この新規参入については、いろいろ漁業をやられるその魚種と申しますか、そういったことで区分ができていってるんじゃないかなと思います。

それで、今のこの有明海の状況の中で、我々が計画をつくる。しかし、その計画に沿っていないという部分は、確かにあるかと思います。しかし、この新規参入について、町が独自で新規参入を促すということは不可能でございます。あくまでも漁業組合があり、漁業者のいろいろなやり方、そしてまた漁業区画権と申しますか、そういった問題も出てくると思います。

ですから、そういったところについては関係者との協議が十分必要だと考えておりますので、そこら辺を関係者が協議しながら、そしてそこを認めていただいてやっていくということであれば、行政としても支援できる分については支援していきたいと、このように考えておるところでございますので、この新規参入について、町があっせんするというか、取り組んで積極的に漁協に働きかけるというふうなことは、今のところは考えておりません。

以上です。

○5番（山口一生君）

その漁業権の問題は、その漁協の中で協議をしながら、お互い譲り合ったりいろんな物事を調整しながら進めていく非常に繊細な権利であるということは、私も理解をしております。町長が先ほどおっしゃられたとおり、そこに例えば行政がどうですかというような話をする、漁協の運営の状態とか漁業権の在り方、そういったものを行政が率先してゆがめてしま

うということになりかねないということを危惧されているのかなというふうに思っています。

しかしながら、私が個人的に思っている部分では、産業が太良町はなくなっていっておりますと。1次産業がありますけれども、農家の数も漁師の数も、例えば林業をやられてる方の数も減っている。そういった中で、こういった有明海の状況が非常に悪いと言われている、実際悪いという状況の海に新規に参入をして事業を立ち上げたいという若者がいれば、私はできればそういった方々のチャレンジというのは地域一丸となって応援すべきではないかなというふうに考えております。

漁業権の問題がありますけれども、町長にお伺いしたいのは、そういった若者が新たに事業に参入をしていく、そういった意気込みを応援すると、そういったお気持ちというのは、町長はいかがでしょうか。その部分についてのコメントをいただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

ちょっと反問をお願いします。

○議長（江口孝二君）

ただいまの反問権の行使の要求を許可します。

事務局はこれより残り時間を停止してください。

○町長（永淵孝幸君）

私の反問というのは、どういった業種の若者が新規に参入したいと言っておられるのか。そこら辺によって、さっき言いましたいろいろな問題がございますので、そこを行政が、いろいろな問題、いや、そがんとはよかけんが許可してやらんねというふうなことは、多分言えないと思うんですよ。農業と違いますよね。農業の場合は各土地の所有者があって行われますので問題ありませんけれども、有明海はいろいろな方がそういう利用してもいいといういろいろな条件があろうかと思います。その中で、1つの魚種を決めてやられるときは、先ほど言いました漁業部の区画権あたりも出てきますので、どういった方が言っておられるのか、そこを教えてください。

以上です。

○5番（山口一生君）

私のほうに相談があったものに関して申し上げますと、2種類あります。

1つ目は、地元のカキを有明海で、太良町のこの海域で養殖をしたいというような相談がありました。その方は、今現在5年ぐらい漁師とかお手伝いをしながらカキの養殖の勉強をされているんですけども、これまでとはちょっと違うやり方で養殖をしたいということで、いろんなやり方を試されてると。それで、私は実際どういうやり方でというのを聞いたんですけども、そのやり方についてはここでは説明は差し控えますけれども、これまでやっていたようないかだでやる垂下式のものではないということだけ申し上げておきますけ

れども、特にその環境に影響が出るかという点、そこまでは考えにくいんじゃないかなと。どちらかというと、昔からやっていたやり方を現代風にアレンジをしているというような印象を私は受けました。でも、そういった中で、新しいやり方とかそういったものについて、漁業権を獲得する、自分が養殖をできる区画を獲得するということについては、もちろん今までやっていた方の権利というのがありますので、そういったところで調整が今後引き継ぎされていくものなのかなというふうに考えています。1つ目は、新たなやり方による地元のカキの養殖についてです。

もう一つが、この辺の太良の海域で准組合員になって、自分でおかず取りをしたいというような方もいらっしゃると思います。実際、今漁業権がない状態で、その辺の海岸沿いで貝を取ったりいろんな水産物を取ったりするというのが、太良町の中で長年行われてきたと思うんですよね。言ったら、石器時代とかから我々はやってることだと思うんですけども、それが近年海の状態が芳しくなくなってきた、あんまり資源をむやみに取ってほしくないというような思いもあってか、それがやりづらくなっていますと。なので、准組合員になったら、そういった漁業権というか、資格を獲得すれば今までどおり自分の食べる範囲でそういったことが継続してやれるんじゃないかというような相談もあったりしてるんですけども、漁協のほうでもいろんな見解がありまして、それがスムーズに認められるような状態ではないというふうに聞いてはいます。

もちろん、権利の問題ではありますので、外野がいろいろ言うのはかなり難しい部分もあるのはあります。私も、じゃあそうしてくださいとはいえないのはもちろんあるんですけども、可能性として、今この最悪の状況で取れる選択肢を増やすということについては、私は何かしらの応援というか、そういったものが町としては、地域としてはあってもいいんじゃないかなということで、先ほどの漁業権の、新たに何かをしたいというような方を応援する気持ちについて町長にお伺いした次第であります。

以上です。

○議長（江口孝二君）

反問に対する回答がなされました。

これでよろしいでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

今言われたカキのことは、私も実は聞いております。

ですから、漁協の中でも、またカキの出荷者協議会とか振興協議会とかいろいろあります。その中で、私はその方の言っておられるのは悪いとは思いませんでした。やはり、地元のカキを育てていこうというやり方というのは非常にいいことかなと。しかし、私がそこでこれはいいことだからというふうなことで漁協を含めて関係者の方に認めなさいよと言う、そういう権利も持っておりません。ですから、そこが一番きつい点ですよね。ですから、私はそ

の方にも言いましたけれども、関係者で十分協議をしながら、そして了解をもらった上で取り組んでいくようにということもお話ししました。

それで、全体的にそこで一つ出たのが、例えば貝毒の検査あたりはどうでしょうかと尋ねられたものですから、貝毒検査になればこれは全部の養殖業者さんにも影響しますので、それは当然町の方でも貝毒検査には積極的に取り組んでいきたいと思いますというふうなこともやっておりますので、幾ら行政といえども、私も新規参入者が本当は必要だということは十分分かっております。しかし、そこを行政として後押しできるかということは、いろいろな問題があってできないということを申し上げているところでございますので。

以上です。

○議長（江口孝二君）

これで反問を終了いたします。

以上で反問権の行使を終了いたします。

これより一般質問を再開いたします。

事務局は残り時間の停止を解除してください。

○5番（山口一生君）

かなり深掘りしてコメントをいただいて、ありがとうございます。

町長が個人として言えることと行政の長として言えることというのが明らかに違いがあるというのは、私も重々承知をしております。でも、若者がチャレンジしたいという気持ちを応援したいというのは、声には出さずとも、胸の奥には持っていらっしゃると思いますので。

そういったところで、もう時間もありませんので次のことに行きたいんですが、海がこういった状況で、多分10年、20年でぼっと回復するというのは考えにくいのかなというふうに思っています。これだけ地球の環境が変わって、人間も文化的、文明的な生活をしてれば、環境に悪影響が出ないというのは、いろんな技術の革新を伴ってようやく達成できるのかなというふうに考えております。それで、こういった有明海の状況について、私は子供たちに説明をしなければいけないと思うんですよね。

私はこの件について一般質問の内容を考えてるときに、一番自分が避けたいことは何かというふうに考えてみました。私が個人として避けたいこと。私が個人として避けたいのは、私は今娘がいるんですけども、例えば娘から子供がまた生まれて孫が万が一できたとして。その孫から、じいちゃん、何で有明海がこんなに悪くなったのに何もせんやったって言われるのが非常に一番避けたいなと。何もせんやったわけじゃないよと言い訳はするんだけど、もし海況がこのまま悪化し続ければ、恐らく私は孫からそういうことを言われる立場になるでしょう、言われることになると思います。何でその時代の人は何もしなかったんですかと言われてしまうような気がしてるんですよね。我々が受け取ったときには、この有

明海というのは機能していたんですよね。でも、それを誰かに、次の世代に渡すときに機能不全の状態で渡すというのがどうしても、いろんな状況が変化してるけれども、こういうことに取り組んだよということで、子供たちに早めから説明をしとかないといけないんじゃないかなというふうに思っております。

近年、SDGs、持続可能な環境をどうやって我々は実現するかという教育もやられてるというのを聞いております。子供に対するこういった有明海の状況についての教育については、教育長、いかがお考えでしょうか。

○教育長（岡 陽子君）

議員の質問にお答えいたします。

今おっしゃっていただいたように、地球温暖化、それからコロナパンデミックなどの地球規模の課題、こういったものにどう対応するかということについては、文部科学省も考えて、その教育の流れというのを示しているところでございます。

それで、2020年度から順次実施されている新しい学習指導要領では、学校教育の役割として、子供たちが持続可能な社会の創り手となることができるようにするといったことが示されています。持続可能な社会の創り手というのはどういう人なのかといいますと、地球規模の課題を自分のこととして捉えて、その解決に向けて行動を起こす力を身につけるということであり、そういった教育が求められているというようなことが国としても示されています。

これらを受けて、現在全国の学校では、発達段階に応じてですが、持続可能な開発のための教育、そういったものが行われているところです。社会や理科、技術・家庭科、総合的な学習時間など、多くの教科でそういった内容が組み込まれております。

太良町においても、それを踏まえて実際既に授業は行われていますけれども、1つは教科で行うこと、もう一つは総合的な学習の時間、そういったものを使ってやっています。それで、教科の取組の代表的なものを申し上げますと、小学校3、4年生の社会科では、身近な太良町や佐賀県のことを知って、それらについて考える学習を行っています。どのようなことかという、地理的な環境や地域の産業と生活の様子、地域の様子の移り変わり、こういったことを学習しています。

それで、その学習をするためには、現在の太良町の様子というのが必要なわけですね。教科書にはそういったことは書かれてません、全国版ですから。それで、現在こういう副読本が作られていて、「私たちの郷土太良町」という副読本ですが、太良町はどういうふうに産業が行われてるだろうかという資料でございます。これがもう30年前に、昭和63年に作られたものでして、現在これの編さん作業をしているところでございます。令和7年度、新規の事業として、ふるさとに愛着と誇りを持つ児童・生徒育成事業の中で、この副読本を新たに作る予定でおります。予算計上もしておりますけれども、こういったものを通して、実際に子供たちが有明海などの地域の課題を知って、自分のこととして捉えること、そういうきつ

かけとなるような紙面作りを工夫して、使っていきたいと思っております。使うのは実際は令和8年度ぐらいからになりますが、こういったものをしっかりと先生方も読み込みながら、太良町がどうなっているのかということ伝えてまいりたいというふうに思っております。

それから、総合的学習の時間での取組は、町内の小・中学校では、発達段階に応じて太良町に関わる様々な学習を行っています。

小学校では、例えば3年生のテーマですね。「ゆたたりの里からの贈物」、「太良町のよかところを伝えたい」とかそういったテーマを持って、太良ミカンや佐賀ノリなどの特産品についても、子供たち自身が調べてそのよさをPRする学習とか、生活と自然環境との関わりを考えたり、太良町のよさを受け継いでいく大切さを考える、そういった学習を小学校でも行っております。

中学校ですね。中学校では、もう少し発達段階的に上になりますので、郷土の自然や産業、福祉、文化について探求する学習を実施しております。それで、目標は、問題の解決や探求活動に仲間と一緒にになって主体的に取り組む態度を育てること、また社会の一員としての自覚を高め、社会で生き抜く人間力を育成するといった目標で進めているところでございます。議員御指摘の有明海の状況などについても、外部から講師を招いたり、また地元の人に話を聞いたりしながら、自分のこととして捉え、課題解決に向けて中学生なりの提案につなぐ工夫ができないかどうか、今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

教育長、ありがとうございます。

太良町のことを太良町の子供たちにしっかりと、よい面、悪い面と言ったら語弊があるかもしれないですけども、今できていること、これからさらに取り組んでいかなければならないことというものを、そういう課題も含めて我々は子供たちに話をしていけないといけないタイミングに来ているのかなというふうに考えております。

先ほどおっしゃられた副読本も太良町独自のことでいい、その出来上がりが今から楽しみなんですけれども、ぜひそういったものを携えて子供と大人が一緒になって環境について考えるというような場を持つ必要があるのかなとも思っています。

そういったいろんな年代で海の問題、環境問題について話をする場をホストするというのは行政でも、そういう部分こそ行政ができる部分なんじゃないかなというふうに考えていますけれども、それについては、町長、いかがでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

環境を考える課と、それは幅広い環境問題があるわけですね。例えば有明海の問題だって、今みたいにいろんな複雑な因果関係があって、原因も分からないという状況にあるわけですよ。そういう専門の課というのは、うちはそういったところに精通した職員も今おりません、

この有明海に関しても。ですから、関係者のお話を聞きながら一緒になってこういう問題は解決していかなと、行政だけでいろいろ考えて言えるところじゃないんですよね、この環境問題というのは。ですから、そういった中で、いろいろな支援という方法はあるかも分かりませんが、問題を考えるという課というのは、そういう課は今環境水道課という課がありますけれども、そこに環境係もおりますけれども、そこが専門的な職員でもないわけですので、そういったところまでできる課とか何かは考えておりません。

以上です。

○5番（山口一生君）

課をつくるというのは大分先のこともかもしれないですけども、そういった話し合う場をその辺でつくっていただけると、ひとまずは何かしら物事が動くきっかけにもなるんじゃないかなというふうに考えています。何が原因かというのを特定するというのはもちろん大事なんですけれども、対立をしている場合ではないのかなというのも正直なところあって、協調して協力をし合う中で、その10年、20年、30年、50年にわたってこういった環境を改善していくというふうなカルチャーというか文化を、太良町は1次産業の町でもありますし、そういったものが我々の生活を支えてくれている、本当にベースになっていますので、そういったところを子供たちも含めて大人も正直に話をしていくタイミングに来ているんじゃないかなというふうに思います。

それで、実際有明海の状況はすごく悪くなっているというのはありますけれども、実際諫早湾の閉め切りに関しても、壮絶な反対運動があったというふうに聞き及んでいます。大浦漁協の方を中心に、たら漁協の方、みんなそんなものを造ってくれるなというふうに死ぬ気で反対運動をされたというような歴史がありますよね。そういったところもぜひ太良町の郷土を語る社会科の本に、ただ単にあの構造物がぽんとできたわけではなくて、本当にいろんな人がいろんな葛藤を乗り越えて今ここにいるということをきちんと子供たちに伝えていく必要があるかと思しますので、難しい問題ではありますが、引き続きいろんな協力体制をつくれるようにやっていければなというふうに考えております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（江口孝二君）

これで2番通告者の質問が終わりました。

3番通告者、森田議員、質問を許可します。

○2番（森田政則君）

議長の許可をいただきましたので、通告書に従って質問をさせていただきます。

まず、油津遊園地跡地の今後の計画について。

全国的に人口減少が進んでおり、太良町においても例外ではなく、高齢化率は40%を超えている状況にあります。このような中で、以下について質問させていただきます。

1つ目、油津遊園地跡地について、今後の利用計画はあるのですか。2つ目、特別養護老人ホーム等の施設にはまだ入所できないが、独り暮らしや高齢者等が入居可能なアパートを造ってはどうか。

よろしくお願いします。

○町長（永淵孝幸君）

森田議員の1点目、油津遊園地跡地の今後の利用計画についてお答えします。

1番目の油津児童遊園地跡地の今後の利用計画についてであります。現在公有財産有効活用検討委員会において、当該町有地の今後の有効活用について検討しているところでございます。委員会では、小規模遊具のある公園として整備を行う方向で調整しておりますが、来年度以降、より具体的な利用計画をつくり上げていく予定でございます。

2番目の独り暮らしや高齢者等が入居可能なアパートの整備についてであります。過去にも同様の御質問をほかの議員からも頂戴しておりましたが、その際に関係者で協議した結果、油津児童遊園地跡地については、有明海に面しており台風時の高潮など防災上非常に危険であること、またすぐ近くに墓地があるため景観上アパート建設には不向きであることなど、アパート建設地としては不適地との結論に至っておりますので、アパート建設については考えておりません。

以上です。

○2番（森田政則君）

1つ目の油津遊園地跡地について、今後の利用計画はあるのかの質問に対して、検討委員会では小規模遊具のある公園として整備を行う方向で調整していると言われましたが、小規模な公園を造るのであれば、例えばたらふく館がある場所の芝生のスペースとかに造れば、子供連れでたらふく館に訪れた人たちが子供を遊ばせながら買物をできるみたいな、有効な時間を使うことができるのではないのでしょうか。たらふく館は、私も時々利用させてもらっていますが、結構遠方ナンバーの車がたくさん止まっています。小さなお子様を連れた家族連れのお客様もよく見かけますが、遊具などで遊んでもらい、少しでも太良町に長く滞在してもらうことで、太良のよさも分かってもらい、また遊びに行こうかとなるのかもしれませんが、どうでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

以前の一般質問での答弁とも重なる部分がありますけども、道の駅につきましては、第一の目的であります道の駅として求められる休憩、休息機能及び交流人口を図ることを目的としており、道の駅施設における公園整備の計画は現時点ではございません。

以上です。

○2番（森田政則君）

2つ目の油津遊園地跡地に独り暮らしや高齢者などが入居可能なアパートを造ってはどうかの質問に、防災上非常に危険であり、なおかつ近くに墓地があるから景観上不向きであると言われました。この質問は令和5年の3月議会でも質問されたと伺っていますが、同じ地区に住んでいるからこそ、立地のよさで言われたのかと思いますし、私自身も10年ぐらいい前からその考えを温めてきました。この問題に関しましては、先ほどの待永議員さんと重複する部分があると思いますが、高齢化問題が迫っている今、大事なことだと思い、質問させていただきます。

少し前に、山間部の独り暮らしの高齢者とお話をする機会がありました。その方は、片足が少し不自由で、買物に行きたいけど運転免許証も返納したから今までのようには行けなくて、物すごく不便だと言われました。また、大浦地区の比較的町のほうにおられる70歳ぐらいの女性の方は、車も乗れなくて買物に行くにも遠いから、遠方にいる息子たちから、こっちに一緒に来ないかと言われているとも言われました。こういった方々が町に下りて生活することができれば、人口流出に少しは歯止めができるのではないのでしょうか。

最近、私が出席したある会議の中で、現在2025年、町の人口は約7,300人で、20歳から79歳までは5,118人、80歳以上は1,180人、それが5年後の2030年は、人口約6,600人で、20歳から79歳は4,496人と622人の減少に対して、80歳以上は1,239人と59人増えると言われております。

私は先月62歳になりましたが、私が後期高齢者になる約15年後には、2人に1人が後期高齢者になるとも言われています。こういった状態になると、高齢者が高齢者を支えることになり、少しでも便利性が問われると思います。しかし、人口が減るということは、町で商売をする人も、利用するお客さんが減れば採算が取れなくて廃業されたり、人口が多い市町へ異動されたら、ますます不便になってしまうでしょう。デイサービスや訪問介護なども、ほかの地域から来られている事業者さんからは、あちこちの山間部に点々とおられる方は採算が取れないから行けないとなり得るということを言われておりました。だからこそ、比較的町の中にあるこの場所に、役場にもしおさい館にも近いし、病院にもスーパーにも駅にも近い油津遊園地跡地に造ってはどうかでしょう。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

確かに議員がおっしゃるとおり、役場やしおさい館、それに太良病院などにも比較的近い場所にあり、立地条件としては利便性の高い場所ではございます。しかしながら、利便性が高い一方で、台風等の高潮など人命に関わる防災上のリスクや周辺の景観上の問題など、大きなマイナス要因もございます。これらの諸条件を総合的に勘案し検討した結果、先ほどの町長答弁でもございましたとおり、油津遊園地跡地への高齢者アパートの建設については考えていないというところでございます。

以上でございます。

○2番（森田政則君）

先ほど高潮など防災上危険であると言われましたが、調べてみたら、この海岸のところにだけ消波ブロックが設置されていません。民家も数軒ありますが、検討することは可能でしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

そこは私も消波ブロックがないというのは理解しておりませんが、そこら辺を調査して、消波ブロックも海岸を管理するうちの区域であればうちが独自でできるわけですが、国の公有水面とかになってくれば簡単にできませんので、そこら辺は再度調査して取り組みたいと思います。

そして、民家が近いと言われますけど、消波ブロックというのは極端に言えば波を消すだけの施設でございますので、そういった消波ブロックを置いたからといって防災上問題が解決するということもございませんので、その消波ブロックを置くにも財政的にもかなりの経費がかかります。そして、国がしてくれるとなれば負担金はどのくらい要るのかという問題も出てきますし、そこら辺の問題をクリアしていかないと対応もできないと思っておりますので、調査した暁に、そこら辺を十分検討してまいりたいと思います。

以上です。

○2番（森田政則君）

それと、もう一つ、すぐ近くに墓地があるため景観上アパートには不適地であると言われましたが、同じ油津地区の町営住宅の横にも墓地があります。ここも墓地が先にあって、後から住宅ができましたが、建設に当たって同じような問題が出たのでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

景観上もあまりよくないというようなところは2番目であって、一番の問題は、以前質問されたときもお話ししましたが、防災上なんです。高齢者となれば、そこに高齢者がもしも入っておられて、そして何か災害等があれば大変なことになるわけですね。ですから、そういったことがないように、まずは防災上が一番の問題ですので、ですから景観上もあるよりないほうがましですので、油津の住宅ができたいきさつはよく分かりませんが、そういったことで、あくまでも防災上だということをお話ししておきたいと思います。

以上です。

○2番（森田政則君）

この高齢者などのアパートについては、先ほどもお話をされておりましたが、以前アパートの調査が行われたとお聞きして調べてもらったのですが、そのときの調査結果の記録がないとのことでした。アパートをいきなり造ってくださいと言ってるのではなく、例えば興味がある方々に比較的立地条件のよい空き家などに仮住まいをしてもらうことで実感をしても

らってから、もう一度アンケート調査をしてもらうということはどうでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

それは、先ほどありましたように独居世帯の方にアンケートを取って、場所はここら辺に高齢者住宅を造れば入りますかとか、そういうところの調査はやっていいと思います、しなくちゃいけないと思います。それで、議員も先ほど言われましたように、高齢者の方からお聞きした上でのお話だと思っておりますので、そういったところを含めて、我々も場所とかそういった関係者がどのくらいおられるのか。

それで、一言でアパートと言いますけども、先ほど言いましたように1世帯分で約二千四、五百万円かかるわけですね。あとは、造ったからそれで終わりじゃないんですよね。あとは、維持管理していく上でもかなりの経費が要ってきます。本当にそれだけの需要があって、そこにしていく必要があるのかと。私は、こういう言い方は悪いかもしれませんが、何かしら障害等が出てきた場合は専門の養護老人ホームとかもありますので、そういったところあたりも考えていただくというふうなことも必要じゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（江口孝二君）

質問の途中ですが、昼食のため暫時休憩いたします。

午後0時 休憩

午後1時 再開

○議長（江口孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

森田議員、質問を許可します。

○2番（森田政則君）

先ほどの話の続きになりますけども、以前この問題については10年ほど前にアンケート調査をされたということでしたが、その当時と今としたら、また状況が変わっているかも分かりません。改めてもう一度アンケート調査をしてもらうというのは可能でしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

確かに状況も変わっておりますので、一度アンケート調査をやってみたいと思っております。

以上です。

○2番（森田政則君）

ありがとうございます。

若いときから家族のために一生懸命に働いてこられた方々の第二の人生、便利がよくて住みやすいところで、散歩をするにも買物や病院にも近い。まだまだ働こうと思えば、シルバー人材センターなどに登録すれば働くこともできます。しおさい館にも毎日顔を出して活動

やお風呂にも入れる。こんなすばらしい場所はないと思います。ぜひ検討をよろしくお願いします。

次の質問に移らせてもらいます。

墓地の整備についてということです。

太良町内には各所に墓地が点在しているが、急傾斜地も多く、高齢化が進む中で、墓参りや管理に苦慮されていると聞きます。そこで、以下について質問させていただきます。

1つ目、太良町で把握している墓地の箇所数はどうなっているのですか。2つ目、太良町の風光明媚な利点を生かして海を見渡せる丘に霊園を造ってみてはどうですか。

よろしくお願いします。

○町長（永淵孝幸君）

森田議員の2点目、墓地の整備についてお答えします。

1番目の太良町で把握している墓地の箇所数はどうなっているのかについてであります、現在本町で把握している墓地について、筆数で申し上げますと、165筆であります。

2番目の太良町の風光明媚な利点を生かして海を見渡せる丘に霊園を造ってはどうかについてであります、太良町においては墓地が町内全域に数多く整備され、そこに建設されるお墓については、これまで慣習に従い継承されてまいりました。近年、少子・高齢化や町外への転出などにより、墓地の維持管理を引き継ぐことが難しい家庭が増え、やむを得ず墓じまいを選択されるケースも増えている状況であり、現状においては新たな霊園を建設する必要性は低いと判断しております。また、霊園の建設及び維持管理には多額の費用がかかります。非営利の霊園運営においては収支バランスを保つことは難しく、新規の霊園開発は経済的リスクが大きいと考えております。このようなことから、新しく霊園を造ることは考えておりません。

以上です。

○2番（森田政則君）

1つ目の墓地の箇所数はどうなっているのかに対して、現在165筆あると答えていただきました。これにプラスして納骨堂があるということによろしいですか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えします。

納骨堂につきましては、議員おっしゃいますように、この165筆の中には含まれておりません。このほかにあるということになります。

以上でございます。

○2番（森田政則君）

納骨堂の数は現在ほどのくらいありますか。ざっくりでいいですので、お願いします。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えします。

現在手元に資料を持ち合わせておりませんので分かりませんが、数年前に1か所、大浦のほうで建設されたことを把握しております。

以上でございます。

○2番（森田政則君）

墓じまいを選択されるケースが増えているということですが、このときには役場とかに手続とかをしないといけないのですか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

墓じまいする際の手続につきましては、埋葬された遺骨を他の場所へ移動することとなりますので、役場の町民福祉課のほうに改葬許可申請書の提出が必要となります。

以上でございます。

○2番（森田政則君）

そのとき手続の費用とかはかかりますか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

改葬許可申請の費用につきましては、料金はかかりません。

以上でございます。

○2番（森田政則君）

お墓を処分するときの費用とかもかかるのですか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

墓じまいの費用につきましては、現在のお墓の造りや依頼される業者など様々あると考えますので費用については分かりませんが、墓じまいの費用については個々でかかると考えております。

以上でございます。

○2番（森田政則君）

2つ目の霊園を造ってはどうかの質問に対して、考えていないと答えていただきました。

私が今回この質問をさせていただいたのは、数年前から急に私の周りの身近な人が何人も亡くなりました。特に昨年末は大恩ある先輩漁師さんが急に亡くなられ、ショックが治まらない中に、正月早々、今度は同じ地区の後輩が亡くなりました。身近な人というばかりでなく、一番つらかったときに苦楽を共にした仲間が1人、また1人と亡くなってしまいました。最近では、新聞に掲載されているお悔やみの欄を見るのが怖くなりました。この経験

が基で、私も今までは考えたことがなかった死後のことを嫁さんと話し合う機会が多くなりました。

私には、前の嫁さんとの間に成人した3人の娘がいますが、3人とも関東地方に住んでいて、なかなか帰ってきません。私がもし亡くなったら果たしてわざわざ墓参りに来てくれるだろうか、今の嫁さんが墓を守ることができなくなったらどうしようか、そんなことを考えるようになりました。私は幼い頃からとにかく海が好きで、学生の頃、アルバイトをするのもデートをするのも海でした。3人の娘の名前も海にちなんだものばかりです。そして、嫁さんの名前も、恵の海にという意味で恵津子と名づけられています。そんな私たち夫婦が今希望しているのは、お墓の中とか納骨堂の暗い場所とかではなくて、明るく海の見渡せる丘に眠りたいねと願っています。

先日ある討論会で6人ずつくらいのメンバーで話し合いをすることになったのですが、そのときに私が今回の一般質問で死後についての質問をしたいと話したところ、1人の方は、もう墓を守る人も自分が死んだら誰もいないから墓じまいをして樹木葬にでもしてもらいたいと言われました。そこで、もう一人の方は、縁起でもない、今はまだ元気に過ごすことを考えるべきだと言われ、また違う方が、それはもっともな話だけど、いずれは死ぬんだから、そのことを頭の中に入れた上で今を元気に生きようと言われ、納得されていました。別の若い女性は、お父さんが急に自分の代で墓じまいをされると言われてびっくりしたと言っていました。このように、たまたま同じグループになったたった6人のメンバーの中でも、樹木葬の話や墓じまいの話が出てくるほど、皆さんは高齢者が主体の生活で、身近に感じる問題なのではないでしょうか。墓じまいもですが、お寺離れも考えてる方も出てきているともお聞きしました。

ここでお聞きしたいのですが、今話に出てきた樹木葬とか、あるいは海洋散骨とかは、簡単にできるものなのでしょうか。そして、どのような決まりがあるのでしょうか。民間に委託するという考えも含めて検討してもらうことができないのでしょうか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

樹木葬につきましては、町内で行っている寺院は分かりませんが、町外の寺院などでは、宗教に関係なく遺骨を引き取られて、寺院の責任において供養や管理をされているところもあると聞いております。海洋葬につきましては、船舶の手配などが必要となるため、海洋葬に精通した専門の民間業者や協会などに依頼し行われていると把握してるところでございます。

また、どのような決まりがあるかにつきましては、樹木葬については、寺院のほうで関係法令などにに基づき行われていると認識しておるところでございます。海洋葬につきましては、国が出している散骨に関するガイドラインにおいて、法令などの遵守、散骨を行う場所、焼

骨の形状、関係者への配慮、自然環境への配慮などの事項が定められております。

民間業者への委託ということでございますが、今のところ現状においては担当としては考えていないところでございます。

以上でございます。

○町長（永淵孝幸君）

霊園を造ってという話ですけれども、見晴らしのいいところとおっしゃっても、その近辺の方がそこに霊園を造るとき、本当に賛同してもらえるのかと。以前火葬場を建築するとき、私が担当しておりましたけれども、地元の方の協力を得て最終的にはできましたけれども、いろいろな問題が出てきて簡単ではなかったということです。しかし、当時の区長さんほか役員さん方が協力していただいて、今の場所にできたわけですよ。

ですから、この霊園を造った後も、じゃあ誰が造るのかと。そして、霊園を造ったって、そこにお墓を建てるのは個人個人さんなんですよ。結局お墓を建てても、そこをまた見てもらう人がいなくなっていけば、墓じまいということを先ほど言うておりますけれども、納骨堂のほうに入るのか、そこら辺は家族の中で十分話をされて、そして決めていただきたいなと思います。

それで、納骨堂に入っておられる方は、いろいろお寺のお坊さんにお話をされて、そして永代供養的なものをしてもらうという方法も考えてやられているんじゃないかなと思いますけれども、霊園を造った後は、墓を造るのは自分なんですよ。そこを調べてみますと、200万円から250万円ぐらいのお墓の経費がかかると。あと、そこを維持管理してもらうのにもお金がかかると。それをずっと、例えば自分が亡くなって子供に頼むとき、子供がそこまで、幾ら霊園を造ったって行ききらんよと言え、造ったって意味がないと思うんですよ。

ですから、そこら辺については家族でしっかり話をされて、そしてどういう方向で自分たちの亡くなった後を見てもらうかということは。（「この問題は議会でする話じゃなかろう」と呼ぶ者あり）

いや、今そういったことで考えておりますので、新たに霊園を造るということは考えていないということを申し上げているところです。

以上です。

○議長（江口孝二君）

傍聴者の方は発言は許可しておりません。（「今回罰金取られてもよかばってん、ここは、議会の中は宗教問題を話すところじゃなかろう。日本は政教分離よ。何でここで宗教問題ば、議会で」と呼ぶ者あり）

発言は許可しておりません。（「そやけん、罰金は幾ら取るね」と呼ぶ者あり）

罰金なんかの問題じゃありません。

森田議員、質問を続けてください。

○2番（森田政則君）

死という問題は、誰でも考えたくないのが普通です。しかし、人間誰しも避けては通れない道です。そのことをしっかり考えた上で、今を元気に、一日でも長く生活することが大事だと思います。

これで私の一般質問を終わらせてもらいます。

○議長（江口孝二君）

これで3番通告者の質問が終わりました。

4番通告者、峰議員、質問を許可します。

○3番（峰 正雄君）

皆さんこんにちは。ここで一回深呼吸を。

議長の許可を得ましたので、通告に従い質問をいたします。

今回、農業の基盤整備と生産振興について質問をいたします。

太良町には、主要作物である果樹、特にミカンをはじめ多種の作物があるが、農業人口の減少、また高齢化、担い手不足など、様々な問題を抱えている。このような中で、基盤整備事業が急務であると思う。スマート農業を活用し、技術を磨き、稼ぐ、夢のある果樹産業の確立のために、以下について問う。

1つ、果樹の種類と生産者数は現在どうなっているのか。2、果樹生産者の年齢別内訳はどうなっているのか。3、町外からの新規就農支援を促す移住支援をできないのか。4つ、太良町の圃場整備事業の進捗状況は現在どのようになっているのか。

以上、4点お尋ねいたします。

○町長（永淵孝幸君）

峰議員の農業の基盤整備と生産振興についてお答えします。

1番目の果樹の種類と生産者数は現在どうなっているかについてであります。町内での主要な果樹と生産者数については、人数把握が困難でありますので、生産戸数を申しますと、ミカン生産者が約236戸、キウイフルーツ生産者が23戸、ブドウ生産者が17戸で生産、出荷をされており、その他、柿、梅、スモモ、マンゴーなども、数戸でありますが生産されています。

2番目の果樹生産者数の年齢別内訳はどうなっているかについてであります。先ほど申し上げた生産者戸数の事業主を基に申し上げますと、15歳から39歳が14名、40歳から59歳が72名、60歳以上が186名となっております。なお、法人並びに専従者等は含んでおりません。

3番目の町外からの新規就農支援を促す移住支援はできないかについてであります。現在太良町で行っている空き家バンクの利用や太良町移住支援補助金等を活用し、新規就農者の移住支援を推進していきたいと思っております。

4番目の圃場整備事業の進捗状況はどうなっているかについてであります。圃場整備

可能な地区の水田整備についてはおおむね完了しており、その面積は218.3ヘクタールであります。現在、農地の有効的利用を図るため、平成23年度より畑整備事業を、平成27年度より水田畦畔整備事業を実施した者に対し、町単独の補助を行っております。令和5年度までの実績を申し上げますと、畑整備192件、63.8ヘクタール、水田畦畔整備88件、1万657メートル、補助額2億5,980万2,000円となっております。今後も農作業が効率よくできるよう、継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

1番目のミカン生産者が236戸、キウイフルーツが23戸、ブドウ生産者が現在17戸。ブドウは今現在増えているというような話でございます。また、その他、柿、梅、マンゴーなどが数名。合計の276戸。

果樹の生産者の中でアボカドの話が出てこなかったんですけど、アボカドの生産者は以前町と農協から補助を行い支援されたと思っておりますけど、現在の状況はどうなっておりますか。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

アボカドの生産につきましては、新規作物の導入支援といたしまして、令和元年度、令和3年度に苗木購入の支援を行っております。令和3年当時は栽培農家11戸で111アールの栽培面積がありましたが、露地栽培については寒波の影響等で枯れたり生育不全が出たりして、現在栽培農家は9戸で80アールの栽培面積となっております。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

温暖化といっても寒波がやってくるので、本町ではなかなか難しい。当時からすれば2名やめられたということではありますが、頑張ってまだ栽培をされておるわけですので、農協と一緒に町としても指導をよろしくお願いいたします。

太良町は、ミカンが一番合っている気がします。果樹の生産の中で、特にミカン生産者については、一番多いときで1,500戸ぐらいおられました。昭和48年から50年頃が一番多かったと記憶をしております。今現在236戸。極端に減っている。ミカン生産者がこんなにも減った理由を町としてはどういうふうに捉えているのか、また当時どういった支援を行ってこられたのか、教えていただきたいと思います。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

ミカン生産者の減少につきましては、複数の要因が考えられますが、第1に農業従事者の高齢化、並びに後継者不足が考えられます。また、オレンジの自由化や、極早生の産地であ

りました太良町においては、極早生ミカンの生産過剰による価格の下落や異常気象による生産量の不安定さによる市場価格の変動が影響し、安定した収入を得られることが難しくなるなど、生産意欲の低下とともに生産者減少につながったと捉えております。また、当時の支援策につきましては、ミカンの苗木の助成や園内道整備のための原材料支給等の支援がございました。

以上でございます。

○町長（永淵孝幸君）

ちょっと補足しますけれども、このミカンが減った原因は、オレンジの輸入自由化から始まって、そして不適地園にもどこにでも当時はミカンは植えろ植えろの時代だったわけですね。それで、不適地園もあって、そういったところは品質がよくないというふうなことで、後継者問題というのがあってやめてこられたというふうなことで、かなり減少しています。ですから、そういったもろもろの関係で、ミカン農家の減少というのは著しいものがあったなと思っております。そして、そういった中で、ミカンの減反政策も始まったわけですね。そういったことがあって減少してきたと、このように思っております。

以上です。

○3番（峰 正雄君）

当時苗木とか農道整備、いろんな補助をやってもらったと。今町長のほうからも答弁がありましたけど、その時代、生産者の皆さんは本当に苦労されたんですね。長いトンネルの中でもがき、耐えて、本当に頑張られてこられました。そして、平成26年、これまた大きな打撃といいますか、大暴落になったんですね。これでもう終わったのかなと思うぐらいひどいものでした。しかしながら、平成27年にやっと光が見え始めて、長いトンネルを抜けたんですね。それから10年になりますけど、現在太良町のミカン産業を支える今の農家の支援対策などはどういうふうに考えておられるのか、答弁をお願いします。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

現在の支援対策といたしまして、町単独の支援におきましては、マルチ資材の補助やマルチの被覆面積に応じた支援、並びに根域制限栽培を導入するに当たり、10アール当たり25万円の支援等を行っております。また、今後においても、農家や関係団体等と連携を強化し、必要な支援を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

ありがとうございます。必要な支援をしっかりとやっていただきたいと思います。

年間ミカンに対して幾らの金額を補助されているか、分かればお願いいたします。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

令和5年度の実績額で申しますと、果樹に対する町単独の予算の実績、農政係分で申しますと、さが園芸888整備支援事業や果樹産地強化推進事業補助、並びに有害鳥獣被害補助防止対策などを合計いたしまして、約1,044万円となっております。

以上でございます。

○建設課長（安本智樹君）

お答えします。

土地改良のほうで基盤整備を行ってますけども、5年度で申しますと、ミカンの作付による基盤整備の補助として、面積が2万9,401平米、補助額が1,160万4,400円となっております。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

ありがとうございます。

農林課で1,044万円、建設課で1,160万円ということでございますけど、話は変わりますけど、ふるさと納税は直近で今どれぐらいの納税率なのか、分かれば教えてください。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

令和5年度の実績でお答えさせていただきますけど、寄附金総額が6億2,752万1,000円でございます。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

令和5年で6億2,000万円近く。それは全体の中でミカンは全体の何割になるのか。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

ミカンの金額といたしましては、約3億7,400万円程度になります。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

6億円のうちの半分と、3億円ということでございますけど、1年間ミカンに対して補助をやられていても、2,000万円ちょっとしか1年に補助を出してもらっていない。ふるさと納税では、ミカンだけで3億円納税をされている。そう考えると、ミカンに対する補助が物すごく低いなというふうに考えるわけですね。早い話が、倍返しじゃないですけど、もっと補助を出されてもいいんじゃないかというふうに考えるわけですけど、その辺はどうお考えでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

確かにふるさと納税の寄附額からすれば僅かなものではございますけれども、そこについては今根域制限栽培とか何かの助成もしております。そういった関係団体とか各農家等と話をすることで、こういったところに支援が欲しいとかそういった具体的な話はまだあんまり出てきておりませんので、もしもそういったことが議員の中で分かれば、いろいろな団体との協議をされて町あたりにも要望とかをしていただければ、できるとは言いませんけれども、検討する価値はあるのかなという思いはしております。

しかし、今有害鳥獣防止対策についても、今まで例えばメッシュをすれば電牧と併用はできませんよというふうな形でやっておりましたけれども、長年になってきてそのメッシュあたりも傷んできているというふうな状況も聞いておりますので、そういった二重にまた再度支援をするということもやっていかないと、せっかくできた作物がイノシシ等で、また小鳥からもやられているような状況でございますので、そういった対策とかが何かしらあれば、こちらのほうにもいろいろな要望を上げていただければ検討してまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○3番（峰 正雄君）

力強いお言葉をありがとうございます。要望があれば対応するというふうに私は捉えました。

皆さん、今いいミカンを作ろうとすれば、金がかかるわけですね。その中で、こういった補助を出してもらえれば生産者の皆さんは非常に助かるわけですから、よろしくお願いをします。

先ほどの果樹生産者の年齢別内訳が60歳以上ということでございましたけれども、60歳以上の60、70、80代、これが分かれば参考に教えてもらえませんか。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

先ほど町長の答弁にございました60歳以上の186名の内訳でございますけれども、60代が75名、70代が83名、80代が28名となっております、合計の186名という形となっております。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

60代以上がほぼ占めておられて、下が80名ほど。これはあと十四、五年したら2桁になるという数字になるわけですね。2桁の86名といたら、多良、大浦地区に分けたら、1人から1.5人、地区に1人ずつぐらいのミカン生産者になっていくわけですね。そういうのを止める意味でも、町外からの新規就農者を呼び込むためには、こういった対策というか、取組をされているのか。地元でできないときはよそからでも連れてきて農業をやってもらう、

そういうふうを考えるわけですけど、そこら辺はどういうふうに行っていますか。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

新規就農者の呼び込み等につきましては、近隣市町とＪＡでつくるトレーニングファーム運営協議会の中で、都市部での新・農業人フェスタなど、農業に興味のある方へ太良町の宣伝も兼ねて呼び込みに出向いております。

以上でございます。

○町長（永淵孝幸君）

まず、町内の後継者がいないというので、私が一つ問題があると思うのは、親御さんが子供の前で、ミカンじゃ食っていかれん、百姓じゃもう飯は食われんと、こういうことを言ったら駄目ですよということなんですよ。そういうことを言うから、子供はミカンを作ったっちゃ飯は食われんとや、百姓をやったっちゃ食われんとやというふうなことになってしまうので、そういったことは子供の前で言わないようにしてくださいと、会合の折に言っております。

それで、今根域制限栽培というふうなことで、これを山間部内ですれば、結構糖度の高いおいしいミカンもできておりますので、そして市場関係の方と話をすれば、それなりのミカンを作っていたら我々が責任を持って売りますというふうなことまでおっしゃっていただいております。

ですから、今までみたいに面積をいっぱい広げてやるんじゃなくて、品質のいいミカンを作るというのが一つの方法かと思います。議員も確かに今そういった栽培のやり方を子供さんたちに指導しながらやっておられますので、そういった若者に帰ってこいよと、こういった方法ですればミカンも食べられるぞというふうなことで、自分のうちにある今まであった土地とうちの基盤整備とかを利用しながら、見合った園を設置して、そこでこういった根域制限栽培とか何かを取り組んでいただければありがたいなと思っておりますので、こういったところについては、ＪＡ含め我々もですけども、もっと地元から若者が出ていかないようなこういった方策も考えていかないといけないのかなというふうな考えをしております。

ですから、根域制限栽培とかは精いっぱい助成をすとか、先ほど言っておりました基盤整備事業にも支援をしていくというふうなことで取り組んでいるところでございます。

以上です。

○３番（峰 正雄君）

ありがとうございます。

今町長から答弁がありましたけど、10年前ぐらいはかなりそういう厳しい時期もありましたけど、ここ10年ぐらいはミカンの単価もよくなってきております。また、新規にブドウ、シャインも増えてきております。また、にじゅうまる、また根域、いろんな栽培体系は変わ

ってはきておりますけど、とにかく近年、昨年と今年のミカンの値段というのは、今までかつてないような単価が現在続いているわけですね。

ですから、後継者が帰ってきてするにも新規を呼ぶにも、今が一番いいチャンスの年というふうに農業をしよう人は思っておるわけですね。ですから、そこに行政としても手を差し伸べて、今は考えが、今の子供はZ世代といいますけど、私たちの頃は跡継ぎがならんとすると思ったんですけど、今はもう全然跡を継ぐあれはなくて、就職して、そしていい職に就くというような状況が続いて、その中に農業も一つ光が見えて、結構若い子も増えているような状況であります。

そういうことで、太良町は特に基幹産業がミカンということでございます。多いときは1,500名もいたということでございますので、ミカンと言えば太良と、佐賀県でも露地ミカンでは太良が一番やったんです。太良がいいミカンが作れるもので、唐津がハウスミカンに変えて、今ハウスミカンは唐津が全国日本一で、また太良も極早生、極早生もいい品種、ゆら早生というのができて、今極早生もまた内容はいいよというふうな状況に変わっております。そういった状況ではありますので、とにかく町としてもこのミカンの産業を重視していただきますようよろしくお願いします。

話は元に戻りますけど、都市部と言われましたけど、都市部はどの辺に行かれていたのか、関東なのか、関西なんですか。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

本年におきましては東京、また昨年におきましては福岡等の都市部に新・農業人フェアに行かせていただいております。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

行って、これは来てくれるとかなって、その辺の感触はどういうふうに感じられますか。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

感触といたしましては、そのトレーニングファーム運営協議会の中で、トレーニングファームがキュウリとトマトを作っておりますので、まず大前提としてキュウリとトマトの広報等を行っております。その中で、我々は先ほど答弁もしましたけれども、太良町のPR、また太良町ではミカンを作ってはどうかというようなお話をしておりますけれども、そこが結果としてミカンの方の呼び込みができたかというのは、その限りではございません。

以上でございます。

○町長（永淵孝幸君）

私も上京した折に、移住サポートセンターというのが東京にあります。そこにちょちょ

こっと最近顔を出しまして、佐賀県でも太良町では今のこういった農業状況を話しながら、そして支援の状況も話しながら、とにかく移住者の相談に見えたときは佐賀県の太良町というふうなことでというふうな話をします。

そして、言われるのが、まず地震がないところ、災害のないところ、そういったことをまず挙げられるらしいです。うちもまさにそこにマッチしておりますよと。そして、今農業関係にもこういった支援をしておりますというふうなことで、そういったパンフレット等も示しながら相談しておりますので、今後また機会があれば独自にでもそういう移住の相談会あたりも開いてみましょうかというお話もいただいておりますので、機会があれば出向いてみたいなという思いもしております。

以上です。

○3番（峰 正雄君）

町長も上京した折には、とにかく1回行くのに1人でも連れてくるような気持ちで頑張っていたきたいと思います。どうもありがとうございます。

移住支援、空き家バンク支援補助金を新規就農者の方が、これはミカンと限らずに何名ぐらい利用されたのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

企画商工課で把握しております情報でございますけども、厳密に言えば、町外からの移住支援の件数は、令和元年度から令和6年度現在、ございません。ただ、実情を申し上げますと、1回転入をされております。そこから転居という形で空き家バンクを利用されている方が該当しておりますので、その件数を申し上げますと、令和5年度に1件、令和6年度、途中でですけども、今のところ1件転入という形で、新規就農者の方が空き家バンクの活用をしていただいております。

以上です。

○3番（峰 正雄君）

1年に1人でも来ていただければ、10年すれば10人いらっしゃるわけですから、来られたときには対応のほどよろしく願いをいたします。

6番目になりますけど、農業は農地になるわけですね、やっぱり基盤整備。水田の整備はおおむねもう完了しているということでございます。令和5年度までの実績で補助額が2億5,980万2,000円。町単独の基盤整備事業については今後も継続していただきたいと思いますけど、これはどうでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

町の単独事業については、3年スパンぐらいで一応状況を見ながら計画を立てておりますけれども、今のところを見れば、先ほど言いました根域制限栽培とかいろいろなのが出てき

ておりますので、引き続きやっていきたいと。そして、水田畦畔整備についても、あぜが壊れてきた、イノシシからやられたというところも見受けられますので、雑草の草払い等の軽減のためにも水田の畦畔整備等も続けて、併せてそういった基盤整備等の助成を続けていきたいと、このように思っております。

以上です。

○3番（峰 正雄君）

これはぜひ末永く続けていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

中山間地域では、現在荒廃園が急激に増えていて、イノシシのすみかとなっている。これが現状ですね。荒廃園地を町が農地整備を行い新規就農者に貸し出すというようなことはできるのか、教えていただきたいと思います。

○建設課長（安本智樹君）

お答えします。

議員の質問の農地を取得して町が貸し出すことができないかということですが、市町村は農地等を公共または公共用に供する場合という用途の制限の下、農地の取得が可能となっていることから、議員質問の町が農地を取得し農地整備を行うことは目的外となるため、農地の取得をし事業を行うことはできないと考えております。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

分かりました。

だったら、町ではなくて、そこを第三者というか、法人とか若い人たちがグループとなったそういった窓口に変えれば、これは可能ということではよろしいですかね。

○建設課長（安本智樹君）

お答えします。

農地基盤整備事業を法人の方がまとめてされる場合は補助対象となりますので、そちらのほうを活用していただければと思います。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

今の時代、IT化、スマート農業を活用し、技術を磨き、稼ぐ、夢のある果樹産業の確立のためには、小規模より中・大規模な基盤整備事業がどうしても必要と思うわけですね。これは太良でももうあっていたと思うんですけど、今現在どのような状況なのでしょう。

○建設課長（安本智樹君）

お答えします。

今現在、大規模というか、国庫補助事業を使った事業については行っておりませんが、

現在太良町の農地中間管理機構関連の農業農村整備事業を活用して、太良町でも1地区において根域制限栽培を主体としたミカン団地の整備に向けて、今動きがっております。現在、県のほうで受益者に対しアンケート調査を行っている状況でございます。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

スピード感を持って、これはスピード違反しても全然構いませんので、やっていただきたいと思います。

執行部席を見れば、農業をされているというか、町長が水田を作っておられます。その水田を作っても、基盤整備が一番大事だということは、作る人しか分かってもらえないことが多いわけですね。町長が水田を作って、ひょっこりひょうたん島のような畑で作ったがいいのか、それとも基盤整備した四角い水田で作ったがいいのか、町長はどう思われますか。

○町長（永淵孝幸君）

水田にしる畑にしる、基盤整備を大規模でやるときは、その地区の関係者に全部同意してもらわんとできないと、虫食い状態ではできないわけですね。過去にも中山間地域総合整備事業で、これは杉谷地区なんですけど、上げましたけれども、いろいろなそういったもろもろな問題、それから排水、水問題とかいろいろな問題が出て、結果的には10ヘクタールの計画を上げましたけれども、2ヘクタールで終わってしまったという状況もございます。

ですから、その辺については関係者と十分に協議をしながらやっていかんと、地元負担金の問題も出てきますので、町だけでこういう計画で行くと突っ走っても問題があると思いますので、そこら辺の要望等は、先ほど建設課長が言いましたようにそういう地区も今検討されているところもあるようでございますので、そういったところがうまくいけば、負担金等の自己負担等も軽減できるような形で、協力できる分については協力をしていきたいと、このように思っております。

以上です。

○3番（峰 正雄君）

ありがとうございます。

次に行きますけど、基盤整備事業で畑の整備が192件、63.8ヘクタール、63町ですね。そのうち、ミカン栽培のための整備はどれぐらいあったのか。今回ミカンの園についてお尋ねをいたします。

○建設課長（安本智樹君）

お答えします。

ミカンの栽培で申しますと、基盤整備の申請時の作付計画で申しますと、ミカンが101件、28.6ヘクタールで、全体整備面積の45%となっております。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

じゃあ、残りの50%は一体何を耕作されているのか。

○建設課長（安本智樹君）

お答えします。

残りの分については、野菜類が71件、26.9ヘクタール、穀物類が7件の3.9ヘクタール、植物類が8件の3.1ヘクタールとなっております。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

何で基盤整備にこだわるかという、今オレンジ海道を通れば、鹿島の地区では、隣の地区では大規模な基盤整備が三、四か所できてるんですよ。それも、10年前から隣ではできていて、太良町でできないというのは、ちょっとおかしいんじゃないのかなと思うわけですよ。結局、生産者、JA、振興センターと連携して、太良町にもモデル園みたいなものを造っていただきたいと思います。太良町にはオレンジ海道があって、山あり谷あり、そして12橋梁があると。その橋のところは谷で、そこを埋めても造るような覚悟がないと、これは絶対太良町にはできない。隣にできても太良町にはできない、そういうことになってしまうと思うんですよ。そこをもっと覚悟を決めてやってもらいたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

こういった大型事業になれば、先ほど言いましたように、関係者の同意というのが一番まず必要なんですよね、その土地の地権者の。そこをうまく関係者で、貸してください、借りますよと、じゃあこういった事業でやりますからというふうなことでうまくいけば、10ヘクタールも幾らもできると思います。

そして、ちょっと言われました。谷を埋めるというのは、なかなかうちの場合は急傾斜が多いところで谷も深いもんですから、そこで埋めたとき災害の発生とかのリスクがないような工法の仕方をやらないかんというふうなことになろうかと思います。そういったことを含めていけば、今度はかなりの事業費がのってくるんじゃないかと。

そういったところで、そこに例えば根域制限栽培をやりたいという方がおられても、事業費が膨らんで、負担金も膨らんだということになっていけば、問題になろうかと思います。そこら辺の話合いというのは、お互いの協議の中で、じゃあ国、県でどのくらい持つてもらうのか、町でどのくらい持つのかというそういう協議に行くまでなれば幸いなんですけど、まずそこに行くまでがかなり太良町の場合は、今まで大きな事業をやって、圃場整備、水田も含めて畑もやってきて、なかなかできなかったというのは、そこなんですよね。

ですから、周囲、またはその当事者である関係者の方が承諾をしてもらわんと、こういった大型事業には結びつかないというようなことがございますので、そういったことばかり

言っておられませんので、J Aとか関係者、いろいろなところが寄り集まって取り組んでいけば何とかなるんじゃないかなという思いはあります。しかし、今のところはかなり難しい状況ですということを申し添えておきます。

以上です。

○3番（峰 正雄君）

分かります。簡単にできないということは分かっているんですよ。しかし、やらないと前に進まないということでございますので、とにかく行政とJ A、振興センターですね。振興センターも一生懸命頑張っておられますので。

私の提案といいますか、やっぱり農林水産課と建設課でこの話がなかなかかみ合わないというなところがあると思うんですよ。基盤整備は建設課、そして畑の農業のほうは農林水産課。そこで、今2人が隣に座ってますけど、一人精通する人材がいないと、この基盤整備というのはなかなかうまくいかないのかなと思うんですけど、基盤整備のためだけではなくて、一人人材をつくるというのは、町長、どうでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

そこは、いろいろ関係課で連携するような形の事業については、話し合いを持ってやると。この基盤整備だけでなく、ほかの事業もそうですけれども、あくまでも関係者同士が協議をしながら、そしてそこに関係される団体とか、今回の場合はJ Aとか、また県とか、そういったところまで含めて話をすると。だから、農業関係だから農林水産課だけでしなさいとか、ミカンの基盤整備だから建設課だけでしなさいとか、こういう問題じゃなくて、そこら辺を私は連携を取りながらと、ふだんから取るように言っておりますので、問題ないんじゃないかなと思っております。

以上です。

○3番（峰 正雄君）

本当にこの基盤整備というのが難しいということは分かっております。

私も自分の土地の基盤整備はそれはすぐ簡単にできるとですよ。しかし、隣の土地とか、またこっちに住んでいない方とかの土地があれば、そこをよけて基盤整備をせにやならんと。そういった場合、基盤整備は変形にできてしまっただけで、成果が上がらないというようなことになって、非常に厳しいということは分かっております。

しかしながら、玄関があれば勝手口もある、裏口もあるということでございますので、どうかこのやり方でやっていただいて、太良町にも一つのモデル園をぜひ造っていただきたい。そういう園地ができれば、新規就農者も迎えられやすくなるし、また若い後継者も素直に入ってこられると。

今の若い世代は、消毒のさおを持ってホースを引っ張って消毒をするというような昭和時代の農業は頭にはないんですよ。今はやっぱりS S、S Sといっても冷暖房完備で1,000万

円以上します。ベンツと一緒にですね。そしてまたドローン。ドローンで革靴を履いて消毒をする。そういった夢のある果樹産業をするには、やっぱり農地が大事になってくるわけですね。そういった若い世代の後継者を残すには、町としても腹をくくってやっていただきたいと私は思います。

○町長（永淵孝幸君）

本当に基盤整備は、ただ農地を整備するだけじゃなくて、そこには道路があり、例えば里道があったり水路があったり用水路があったりとか、いろいろなもろもろのそういった状況も絡んでくるわけですね。ですから、例えばミカンじゃなくて、施設園芸を広げる人も、横には用水路があったとか、そういう公有水面関係があるとか、そういうところの対応。それから、もう一つ、隣の人の地権者の同意とか、もろもろの話があります。私も過去にそういった関係の仕事をしてきた関係上、悩んだ時期が数多くございます。

ですから、この基盤整備事業を、今峰議員が言われるように、本当はここに50ヘクタールでまとめて縦横に用水路が走って、これが一番理想なんですけれども、なかなかそれは今言いましたように地権者の問題、もろもろの問題があるので難しいですけれども、町としても一生懸命やっていきますので、峰議員も以前J Aの理事もされていた関係で、そこら辺についても一緒になってやっていこうというふうな気持ちの中で御指導いただければありがたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○3番（峰 正雄君）

最後にありがとうございました。

志は職員の皆さんも町長も私たちも全部一緒に、とにかく太良町をミカンの産地として盛り上げていって一つの産業として育てていくには、やはり議会と、そして職員と町長、副町長が一緒になってこの太良町を盛り上げるためには、太良はやっぱりミカンしかない、私はこう思っておりますので、今後とも果樹産業、果樹ばかりじゃなかですよ、まだいろんなのがありますけど、農業全般をかわいがっていただければ幸いです。

私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（江口孝二君）

これで4番通告者の質問が終わりました。

暫時休憩します。

午後2時4分 休憩

午後2時19分 再開

○議長（江口孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

5番通告者、大鋸議員、質問を許可します。

○1 番（大鋸美里君）

議長の許可を得ましたので、本日の質問を始めさせていただきます。

今日は2つ予定をしております。

まず1つ目、永遠の化学物質と呼ばれる有機フッ素化合物について、2つ目は子宮頸がん予防のヒトパピローマウイルスワクチンについて、この2つを質問をいたします。

まず1つ目、永遠の化学物質と呼ばれる有機フッ素化合物、PFASとといいます。現在、日本各地で水道水へのPFAS混入が問題になっております。太良町における水道水へのPFAS混入の状況と町民の健康と生活への影響について問います。

1、有機フッ素化合物、いわゆるPFASとは何か。2、身体面への影響はあるのか。3、町内の水道水のPFASの検査の状況は。

以上、3点をお願いします。

○町長（永淵孝幸君）

大鋸議員の1点目、水道水への有機フッ素化合物（PFAS）混入についてお答えします。

1番目の有機フッ素化合物（PFAS）とは何かについてであります。炭素とフッ素の結合を持つ有機化合物を有機フッ素化合物といい、そのうちペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称してPFASと呼び、1万種類以上の物質が存在するとされております。その中で代表的な物質がPFOS及びPFOAであります。

2番目の身体面への影響はあるかについてであります。今年度開催された環境省のPFASに対する総合戦略検討専門家会議によると、PFOS、PFOAは、動物実験では肝臓の機能や仔動物の体重減少などに影響を及ぼすことが指摘されております。また、人においては、コレステロール値の上昇、発がん、免疫系などとの関連が報告されております。しかし、どの程度の量が身体に入ると影響が出るかについては、十分な知見はないと言われております。

3番目の町内の水道水のPFAS検査の現状はどうなっているかについてであります。今年度県からPFOS及びPFOAの検査実施依頼の通知が出され、それを受け、町営の水道水の水質調査を行っております。その結果、調査した全箇所において、国の暫定目標値である1リットル当たり50ナノグラムを下回る検査結果となっております。今後も継続して検査を実施し、安全な水道水の供給に努めてまいります。

以上でございます。

○1 番（大鋸美里君）

まず、PFASとは何かというところで、PFOS及びPFOA、1万種類ぐらいあり、それが大体大きく2つに分けられるということでした。

それで、これについて、PFOS、PFOAについてはこういった性質のものかをお願いします。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

物理的性状で申し上げますと、PFOSにつきましては、無色の液体で水より重く、臭気があり、不燃性である揮発性有機化合物とされ、PFOAにつきましては、固体で水溶性であり、空気中に揮発しにくい性質を持つと言われております。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

もう少し詳しく、どのようなものにこのPFOS、PFOAを含むPFASが含まれているのかをお願いします。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

PFASの中でも代表的なPFOS及びPFOAで申し上げますと、PFOSについては、半導体用反射防止剤、レジスト、金属メッキ処理剤、泡消火剤薬剤などに使用され、PFOAについては、フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤などに主に使用されてると言われております。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

半導体用の防止剤とか金属メッキ処理、泡消火剤などに使用されているということで、これは大体工業など、電化製品とか精密機械とか、こういったところでの使用が多いのかなというふうに思います。それで、PFOAについては、フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤などということなので、割と身近な撥水するものだったりというものに使われているということでした。

あと、私たちの生活の中で、家庭用消火器などにもこのPFASというのは含まれているのでしょうか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

通常家庭で使用されている住宅用の消火器には、PFOS及びPFOAを含有しているものはないと報告を受けております。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

あとは、フッ素ポリマーなどが上がってたんですが、フッ素加工のフライパンや撥水スプレーなどにもこのPFASは含まれているのでしょうか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

フライパンや撥水スプレーなどの身の回りの製品には、フッ素コートされたものやフッ素系撥水剤を用いたものがありますが、これらに用いられるフッ素樹脂はP F O S、P F O Aとは別の物質が使用されており、以前はフッ素コート剤の製造過程でP F O Aが使用されていましたが、日本国内で化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づき、P F O Aの使用などが禁止される前の2013年末に、企業の自主的な取組としてこのような使用は全廃されたと報告をされております。

以上でございます。

○1 番（大鋸美里君）

今は全廃されたということで、今新しく出ている商品には使われていないというふうに認識をしますが、古い製品には注意が必要なのではないかというところで、私は主婦ですのでフライパンはどうなのかというところすごく気になったんですが、今P F A Sフリーと書いてあるものがありますので、そういったものを選んでいただくとか、そういったことがいいのではないかという情報がありました。

それで、これは永遠の化学物質と言われるものなんですが、この理由としてはどういったことが言われているのでしょうか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

P F O S及びP F O Aにつきましては、化学的に極めて安定性が高く、水溶性かつ不揮発性の物質であるため環境中に放出された場合には水系に移行しやすく、また難分解性のため長期的に環境に残留すると考えられております。熱、化学的安定性などの有用な特性から、長年にわたり幅広い用途で使用されてきました。このような非常に安定で分解しにくい特性である物質のため、永遠の化学物質と呼ばれております。

以上でございます。

○1 番（大鋸美里君）

難分解性ということではおっしゃいましたが、通常の化学物質というのは、体に入って体から出るときには酢酸、別の形で排出されるんですが、さっき言われたようにP F A Sは非常に安定した物質なので、形を変えることなくそのままの状態が残るということで、永遠の化学物質と呼ばれているということです。

それで、このP F A Sですが、一度体内に入ったら、これは一生体に残るのでしょうか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

P F O S及びP F O Aにつきましては、代謝されにくいものですが、消化管から体内に吸収され、その後ゆっくりではありますが、体内から排出されていくと考えられております。

以上でございます。

○1 番（大鋸美里君）

ゆっくりと体から排出されていくということでした。

それで、体に取り込んだ後に、いわゆる物質というのは体に入ったら、半減期ということ聞かれるかと思いますが、その量が半分になる期間がこのP F A Sは2から8年、種類がいろいろありますので、そのくらいかかるそうなんです。ですので、さっき言われたようにゆっくりという表現をされたのですが、体の中に入るとそれが出るのには2から8年かかると。なおかつ、やはり取れば取るほど蓄積していくという性質があるそうです。そういったことから、永遠の化学物質と呼ばれるということです。

それで、身体面への影響について、先ほど町長の答弁でありました。免疫の低下、発育への影響、その他の臓器への影響があるようなのですが、どの濃度でどの程度の影響が出るかというのは分かっているのでしょうか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

先ほど町長の答弁にもありましたように、どの程度の量が体に入ると影響が出るかについては、まだ十分な知見はありません。そのため、現在も国際的に様々な知見に基づく基準値などの検討が進められております。また、国内においてP F O S及びP F O Aの摂取が主たる要因と見られる個人の健康被害が発生したという事例は確認されておきませんが、環境省は内閣府の食品安全委員会が行った食品健康影響評価の結果等を踏まえ、最新の科学的知見に基づき、暫定目標値の取扱いについて専門家に検討を進めている状況でございます。

以上でございます。

○1 番（大鋸美里君）

十分な知見がないということで認識をしました。今基準値などを整備をしているという段階だということです。

それで、今ニュースで話題になったりしておりますが、岡山県吉備中央町では、すごく高濃度、最初に言われた基準値が50ナノグラムだったのですが、2022年に1,400ナノグラムという暫定値の16から28倍の数値が検出されたということで、ニュースにも上がっておりました。その際、町民の血液検査が公費で行われ、高コレステロール、流産、肝機能障害、甲状腺疾患など、これはアメリカの疫学調査でP F A Sによってリスクが増大するとされている症状を町民が既にもう抱えていることが明らかになっています。こういった情報を基に、今後多分値などもどうするかというのを進められていくのではないかとというふうな状況だということです。

それで、国内の水道水のP F A Sが高い地域の原因はどういったものが挙げられるのでしょうか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

国において全国における暫定目標値を超過した事例が報告されておりますが、その報告の中にも、原因となるものの報告はなされていない状況でございます。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

はっきりした原因がこれというものはなかなか見つけにくい状況だということです。

しかし、先ほどの岡山県では、資材置場の活性炭に付着したPFASが流出し、ダムに続く沢の水を汚染したことが分かっております。それで、PFASの暫定値が50ナノグラムということで、太良町の水はこの値よりもどの水も低いということで安心しておりますが、50ナノグラムがどのくらいかというと、一般的な25メートルのプールにPFAS耳かき1杯分を入れると、その50ナノグラムになるそうなんです。なので、かなり微量な値が基準値に今設定されているという状況です。それで、太良では、今その値よりも低い状況だということで認識をしました。

それで、太良町は地下水なんです。地下水のある地域でもPFASの高い値が出る場所もあるんですね。今後も継続して検査を行っていくという認識でよいでしょうか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

先ほど町長の答弁にもありましたように、今後も継続してPFOS及びPFOAの水質検査を実施してまいります。

以上でございます。

○町長（永淵孝幸君）

太良町は、御存じのように地下水にほぼ頼っております。それで、これからも安定した、そして安全な水を提供していくためにも、この検査は絶対続けてまいると。そういったことで、ほかにも飲料水の基準値に従った検査も実施しております。蛇口のところでの検査を51項目、年4回とか、ほかにも9項目の年8回、また原水も年1回の検査を引き続き検査しながら安全度の確認に努めていきたいと、このように思っております。

以上です。

○1番（大鋸美里君）

今後も検査をしていただけるということで、安心しました。

それで、その結果についてなんですが、町民さんが知る方法というのはあるのでしょうか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

調査結果におきましては、検査機関から提出された水質検査結果書を見ただけでは、知りたい町民の方がどの水系のどの箇所の結果書に当たるのか判断し難いと考えて、電話等で相

談があった際、口頭で回答するようにはしておりましたが、今後はどのような形で公表するか検討して、ホームページ等で情報提供していきたいと考えております。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

今後ホームページ等で情報提供していただけるということで、分かりました。

それで、昨年ですか、NHKのほうでこのPFASについて取り上げた特集があったようで、その際、終わったすぐにうちにも電話がかかってきて、太良町はどうなんだということでお聞きされた町民さんがいるんですね。そういったことで、すごく自分の住む町の安心・安全がどうなのかということにすごく意識を高く持ってらっしゃる方がいるということで、その際は担当課のほうに確認をして御報告をしたんですが、その後も結構何人か聞かれる方がいらっしゃいましたので、ぜひこうやって情報提供していただけると、また町民の方も安心して自分の土地の水を生活用水として使えるというふうになりますので、お願いいたします。

あわせて、環境省のPFASに対する総合戦略検討専門家会議では、今後の対策や方向性を示すともされておりますので、そういった情報提供も併せて行っていただければと思います。

あと、井戸水を使用する世帯もあるかと思うんですが、個別での検査等は可能なのかというのと、料金等はどのくらいかかるのか、分かればお願いします。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

現在、町民の方で井戸水を使用される方につきましては、年に1回定期的に町のほうで検査機関と日程を調整をして、基本項目などについて井戸水の検査を実施されている状況でございます。

御質問の井戸水を使用する方のPFOS及びPFOAの個別での検査については、定期の井戸水の検査において追加項目として依頼していただくか、または個人で直接検査機関に伺い依頼することもできます。また、料金については、依頼する検査機関ごとに金額も異なってきますので、分かりません。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

井戸水については個人の負担ということで、直接検査機関に依頼するという認識しました。

それで、料金については、検査機関によって変わるということで、私も調べたところ、検査項目も各機関によって異なりますので、ですが大体2万5,000円から3万円くらいが相場かなというところですが、これにいろんな項目が追加されるとまた価格が変動するというよ

うな状況だったと思います。心配な御家庭では御自分で個別に検査をするということで認識をしました。

あと、岡山県のその資材のようなああいったものからP F A Sが混入したという状況があるんですが、廃棄物等によってP F A Sの汚染が起こっている可能性もあるということで、町ではこの廃棄物を含む不法投棄などについてはどのように把握し対策をしているのかをお願いします。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

不法投棄の把握につきましては、町民の方からの情報提供や職員の現場回りの際に目視による監視を行い、把握している状況でございます。また、対策といたしましては、土地の所有者に対する広報を活用して、啓発や不法投棄防止看板の設置などを行っている状況でございます。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

不法投棄の確認とともに、土地の所有者への広報も行っているということで認識をしました。

P F A Sは、分解されない性質から土壌や水質等の環境汚染への懸念があり、対策が今早急に求められているという現状です。生活レベルでいうと、家庭で使わなくなった古いフライパンや電子機器なども、このP F A Sが含まれてる可能性もあるわけなんですね。ですので、御家庭ではこういった指定に沿った廃棄をすることがより重要になるのではないかと思います。

このP F A Sは、調べてみると、1950年から70年代頃までは何と夢の化学物質と言われ、多種多様なものに使われておりました。便利なものの恩恵を受ける一方で、1980年代になると環境や体への影響を及ぼすことが明らかになり、国際的にP F A Sは今厳しい規制となっております。日本ではちょっと対応が遅れているというのが現状です。

今P F A Sに関連して、九州はシリコンアイランドとして半導体の工場誘致が進んでおります。経済効果を優先にすごく活気があるんですが、製造プロセスで使用する化合物は毒性が高いだけでなく、そういった種類も多いようです。工場などでは、もちろん工場排水が排水されるまで、様々な有害物質は除外装置を通じて処理されております。しかし、現実には、このP F A Sの存在を日本が把握していないという状況もあり、法の網から漏れた指定物質に入っていないかもしれないんですね。まだどう対処していいか分からないという状況です。ですので、環境汚染が懸念されるとも言われております。

それで、半導体製造の先進地でもある台湾では、工場排水のこのP F A Sや重金属による環境汚染が既に問題となっているということです。それで、グリーンオイスターと呼ばれる

緑色のカキの発生や健康被害も起きています。P F A Sに関しては、そうした情報というのは執行部のほうでは把握しているのでしょうか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

現状においては、把握しておりません。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

これは飲料水ではないのですが、海のことなのですが、P F A Sに関連してなので今お伝えしておりますが、これは熊本の環境保護団体が半導体事業の不都合な真実について今声を上げていらっしゃいます。私も全く知らなかったのですが、いろいろ調べてみると、熊本は遠い場所であり、実は有明海でつながっておりますので、過去は熊本は水俣病の被害が起っております。当時、同じ有明海で太良でも風評被害もあったと聞いております。

P F A Sは、さきに述べましたように、安定性が高く、分解されにくい物質です。半導体の工場排水が流れてくると、閉鎖的な有明海では、海況によってはこの西南地区である太良、諫早が停滞しやすい地域だと言われております。生息する生態系にも影響が及ぶ可能性についてもこの環境団体は指摘をされており、産業への影響に強い懸念を示されております。海に関しては県の管轄もあるかと思しますので、今後しっかりと情報を共有していただきながら、きちんと工場が排水を出さないような、そういった状況を見守っていただければと思います。これは情報提供という形でお伝えをしました。

それで、町民の安心・安全に欠かせない水ですので、今の時点では太良町は基準値以下ということで認識をしましたので、これでP F A Sについての質問を終わります。

次に、2点目です。子宮頸がん予防のヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンについて。

ヒトパピローマウイルスワクチンは、接種後の多様な症状が報告され、2013年6月、厚生労働省が積極的勧奨を中止、事実上の接種推奨中止をしているが、2022年4月から他の定期接種と同様に個別勧奨を開始しております。そういった経緯もあり、町民から不安の声を聞いております。そこで、HPVワクチンについて問います。

1、HPVワクチンの子宮頸がん予防の有効性はどうか。2、接種の対象年齢はどうなっているのか。キャッチアップ接種とは何か。町内における接種状況はどうなっているのか。5、HPVワクチンの副反応はどのような症状があるのか。また、町内で副反応の症例が報告されているのか。6、予防接種健康被害救済制度の認定件数及び内容はどうか。また、町内での認定状況はどうか。7、HPVワクチン以外の子宮頸がん予防についてどのようなものがあるのか。

以上、7点をお願いします。

○町長（永淵孝幸君）

大鋸議員の２点目、子宮頸がん予防のヒトパピローマウイルス（ＨＰＶ）ワクチンについてお答えします。

１番目のＨＰＶワクチン接種による子宮頸がん予防の有効性はどうかについてであります。厚生労働省によれば、ＨＰＶワクチン接種は子宮頸がんになる手前の状態を予防する効果が示されております。また、接種が進んでいる一部の国では、子宮頸がんそのものを予防する効果があることも分かってきております。

２番目の接種の対象年齢はどうなっているのかについてであります。定期接種の対象年齢は、小学校６年から高校１年生相当、１１歳から１６歳であります。

３番目のキャッチアップ接種とは何かについてであります。キャッチアップ接種とは、国がＨＰＶワクチンの接種勧奨を控えていた期間に定期接種の対象であった方々で接種の機会を逃した方に対して、公平な接種機会を確保する観点から、時限的に従来の定期接種の対象年齢を超えて公費で接種を受けることができるものであります。令和４年度から令和６年度の３年間をキャッチアップ接種期間として実施し、さらに経過措置として、その期間に１回以上接種した方に対して、令和８年３月末まで公費による接種が可能であります。なお、キャッチアップ接種対象者は、平成９年度から平成１９年度生まれの方であります。

４番目の町内における接種状況はどうなっているのかについてであります。直近での接種完了者状況で申し上げますと、定期接種者では、令和４年度ゼロ人、令和５年度もゼロ人、令和６年度１１月末現在では１人であります。また、キャッチアップ接種では、令和４年度では２人、令和５年度で３６人、令和６年度１１月末現在では５人であります。

５番目のＨＰＶワクチンの副反応はどのような症状があるのか。また、町内で副反応の症例が報告されているのかについてであります。厚生労働省によれば、副反応症状として頻度が高いものは、接種部位の疼痛、発赤、腫脹であります。まれではあります。アレルギー症状や神経系の症状といった重い症状が起こることがあります。また、町内での副反応症例報告については、副反応疑い報告が１件あります。

６番目の予防接種被害者救済制度の認定件数及び内容はどうか、また町内での認定状況はどうなっているのかについてであります。御質問の制度につきましては、正しい制度名は予防接種健康被害救済制度であります。これを踏まえて答弁いたします。厚生労働省が公表しているデータで、令和３年度末時点によれば、ＨＰＶワクチンによる認定件数は３０件、内容は医療費、医療手当が２８件、障害年金が２件あります。また、町内でのＨＰＶワクチンでの認定件数はゼロ件であります。

７番目のＨＰＶワクチン接種以外の子宮頸がん予防についてどのような対策があるのかについてであります。子宮頸がんを早期に発見するために、２０歳以上の女性は定期的に子宮頸がん検診を受けることが推奨されております。

以上でございます。

○1 番（大鋸美里君）

まず、HPVワクチンの接種による子宮頸がん予防についてなのですが、これは2013年4月に最初に開始をされておりますが、このワクチンが2か月後の6月に接種勧奨中止になっておりますが、これはこういった経緯からでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

厚生労働省によれば、2013年4月に定期予防接種開始後、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛等がHPVワクチンの接種後に見られたことから、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきでないとされ、厚生労働省により積極的な接種勧奨の一時差し控えが決定されたものであります。

以上でございます。

○1 番（大鋸美里君）

このときは副反応被害などが起こったということなのですが、これが解決したから再開しているということでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

定期予防接種の積極的勧奨の再開につきましては、厚生労働省の審議会においてHPVワクチンの安全性、有効性について繰り返し議論され、HPVワクチンの安全性について特段の懸念が認められないこと、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたことから、令和4年度から再開されています。

なお、接種対象者へ正しい知識や情報の提供、及び接種後の症状に係る診療や相談窓口の体制強化についても、併せて行われております。町といたしましても、個人通知及びホームページに相談窓口の掲載もいたしてるところでございます。

以上でございます。

○1 番（大鋸美里君）

先ほどのワクチンの安全性、有効性について繰り返し議論をされたということでしたが、このHPVワクチンを研究されている昭和薬科大学の長南謙一先生らによると、いろんな調査をされているのですが、2023年に発表されたデータで、HPVワクチンの接種後の体調変化に関する調査についての研究をされており、26の自治体のデータ、アンケート調査があるんですが、それを基にHPVワクチン接種後の体調変化についての調査、検証がなされています。これによると、国が示している副反応被害のパーセンテージが0.008なんですけど、実際は現場では15%起きているということなんですね。それで、未回復者についてもデータの違いが大幅にあるということで、この事実に基づいての検証は全くなされていないというこ

とを言われております。

また、過去に推奨していた脳神経の医師によると、医師としては必要なワクチンであると思っていたが、実態を調べると、決して打ってはいけないと考えざるを得なかったと。特に、推奨する産婦人科や小児科の医師などは、後遺症の患者を診る機会がなく、情報を知る機会がないともおっしゃっていました。しかし、国を挙げて推奨しているワクチンについて反対の意見を述べることは非常に難しい。そして、昨今では、ワクチン推進活動に製造メーカーが積極的に巨額の寄附などをして勧めているという現状です。

そして、私はワクチンの成分が変わったのかと思ったんですが、調べてみると、全く変わっていないという現状です。過去の様々な課題というのは現実的に解消されていないということが調べてみると出てきたという現状です。

それで、HPVワクチンは一部の感染を防ぐとされていますが、HPVは何の型でしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

厚生労働省によれば、ヒトパピローマウイルス（HPV）は、100種類以上の遺伝子型がある中で、子宮頸がんの約50から70%はHPV16型、18型が原因とされています。また、定期接種で使用されるHPVワクチンは3種類あり、いずれのワクチンでも16型と18型が予防できるとされております。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

今言われたように、子宮頸がんの原因とされているHPVウイルスというのは100種類ほどあるということで、その2種類の感染を予防するということでした。

それで、このHPVウイルス、ヒトパピローマウイルスは、大昔から存在するありふれたウイルスです。それで、人は一生のうちに50から70%の人がこのHPV、ヒトパピローマウイルスに感染するということが言われています。そのうちの90%は、感染しても自然に排除するそうです。いいですか。50から70%は、感染したとしても9割の人は自然に排除する。ですので、この接種をして効果があるということは、ほんの一部の人ということです。仮に感染したとしても、異形成、いわゆる前がん状態になるのは、1,000人に1人の割合だそうです。

また、HPVの16と18の感染を防ぐだけであり、この2つの型だけなので、ほかにこのがんになるようなウイルスというのはたくさんいるので、結局検診は必ず受けるということが条件になってくるわけなんですね。なので、これを打ったからといって子宮頸がんが予防できるかという、そうではないということです。

それで、接種の対象については、言われたように11歳から16歳ということで、併せてキャ

ッチアップが17歳から27歳ということで理解をしました。

町内における接種状況についてはどうなっているかについてですが、3回接種して完了となるということで、1回接種が済んでいるのはどのくらいの割合でしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

1回目の接種を終えている方につきましては、令和6年度の定期接種対象年齢では6名、割合で申し上げますと、4.4%でございます。また、キャッチアップ接種対象では54名、割合で申し上げますと、15.6%であります。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

定期接種では6名、割合では4%ですね。キャッチアップでは54名、若干キャッチアップのほうが多い接種になっております。

それで、副反応についてですが、1例報告が町内であったということですが、どのような症状だったのでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

副反応疑い報告につきましては、頭痛と発熱でございます。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

症状というのは一時的で、現在は回復されているということでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

この副反応疑いの報告につきましては、12年前のことであるということを申し添えて答弁させていただきます。

接種された当日の翌日に40度台の発熱があったという報告を受けております。その後、3日後に37度台の熱、そのまた次の日に37度台の熱ということで、その後、接種5日目に学校に登校されてるということをお聞きしております。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

分かりました。状況は理解しました。

それで、この副反応についてなんですが、一旦接種が中止となったHPVワクチンですが、これは私の娘も今25になるんですが、その子が中学校ぐらいのときに始まったと思います。その際、接種をしようかと思ってたんですが、今言われたように娘の友達が接種後に動けなくなったというようなことをお聞きして、ちょっと控えたという経緯があります。その後に、

恐らく接種が中止になったんじゃないかと。ちょっと記憶が定かではないんですが、そういった経験があり、この子宮頸がんワクチンについては気になってはいたんですね。

でも、その後、特に気にすることもなく、ただ三女を妊娠した際にワクチンのことについて調べたわけなんですよ、これを気になってたので。そのときに、この本に出会ったんです。「子宮頸がんワクチン事件」斎藤貴男さん。これは図書館に置いてあったんで、あらっと思って読んでみました。そうすると、本当に内容は衝撃的でした。被害を受けた方々の状況というのが、書面で見ると、倦怠感とか疲労感とか睡眠障害、四肢のしびれ、脱力、記憶障害、筋力低下とか月経異常とか書いてあるんですよ。しかし、これは長期的にわたって重層的に出現すること、そしてたった10秒の接種で次の日から学校に通えなくなってる、車椅子とか寝たきりとか、私はもう絶句しましたね。この状況を私は医療従事者として知らなかったというのが、本当に衝撃でした。

ですので、この効果、効能をよく調べてみると、本当にこれは打っていいものなのかどうかということも一つ考えさせられましたし、またこれによって、よかれと思って打ったという方々はたくさんいます、もちろん私も、うちは長女は打ってますし。ですが、こういった事実を知ると、本当に打つか打たないかということを選択する際にどうなのかと、この副反応の実態というのをぜひいろんな人に知ってほしいということで、当事者の方々が声を上げて今活動をされているという状況です。

それで、このワクチンについて、再開した際にいろんな人から私もお声かけというか、相談を受けました。現場で産婦人科、助産院で働いてる助産師さんから、本当にこれは大丈夫なんですかと、製薬会社さんが説明に来てますけど、これは私はちょっとおかしいんじゃないかなというようなことも言われてました。ただ、製薬会社さんは、こういった副反応に遭われた方々に会ったことが多分あられないんですね。先にお伝えしてましたが、お医者さんであれ、実際に見ないと、これは何とも言いようがないということで言われてました。

ですので、先ほど1例いらっしゃったということですが、頭痛と発熱で、その後は回復されているというふうなところだったのじゃないかと思いますが、中には本当に今も動けないでいるという、そういう実態があります。

それで、この副反応についてはどのような案内をされているのでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

接種対象者への個人通知案内につきましては、接種対象者等が情報に接する機会を確保し、接種について判断できるように、厚生労働省が作成したリーフレットを同封しております。接種方法、経緯、副反応及び相談窓口について情報提供を行っているところでございます。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

情報提供をされているというところで認識をしましたが、なかなか文字では伝わらないというところがあるかと思います。もちろん効果、効能についても、2つの型について感染を予防するということは実際あるんですが、それが実際、中の中まで知らないと、どうなのかというところに行き着かないというところがありますし、副反応被害についても、ただ文字だけで見てもなかなか想像が付きにくいという状況だと思います。

それで、この接種は国を挙げて進めておりますが、日本は遅れてるなんてことを言われるんですが、諸外国においても接種率はすごく低い状況です。以前、2013年ですか、その頃にも世界中で少女たちの副反応被害が起きている現状です。ただ、そういったことはなかなか伝わりにくいという、世に出てこないんですね。そういった現状があります。

それで、この子宮頸がんワクチンは、全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会というものが2013年に発足をしております。被害を受けた本人やその家族が中心になって活動をされています。今回定期接種が再開になり、被害の少女たちは自分たちの声が届かなかったと悔やんでいらっしゃいます。新たな被害者と顔を合わせるという状況が今起きているというのが現状なんですね。

そして、予防接種健康被害救済制度についてなんですが、国のほうでは今認定件数は30件ということで、医療手当等が28件で、障害年金が2件。障害年金が出てるんですね。もう何ともちょっと。それで、認定数が30というのは、数では何も見えないんですね。

この頭痛といってもいろんな症状があるんですが、聞くと、眼球をナイフやフォークでぐいぐいと刺されるような痛烈な痛みだそうです。そして、運動障害に至っては予期せぬ不随意運動ですね。突然ばたばたと倒れたり、そして手を動かしたり、足を動かしたり。それで、全身が急にばたばたと動き出したり、そして記憶障害も起こってらっしゃる。それで、映像とかもあるんですが、お母さんを見ても誰か分からないというような状況もあります。もうつらいですよ。親としては、この子のためにと思って打ったものですよ。寝たきり状態や車椅子生活をされてる方もいらっしゃいます。最初は接種後特に体調不良はなかったんですが、徐々に徐々にそういった症状が出てくる方もいらっしゃるようです。

そして、これは一番つらいと思うんですが、医療機関へ行っても、データ上は異常がなかなか出ないそうなんです。なので、心因性として病院をたらい回しにされたり、学校へ通うどころか、日常生活すらままならない状況で、本人をはじめ親と家族が疲弊するという。ほんの10秒ほどのワクチンによって受けたものが、あまりにも大き過ぎるということです。この被害を受けた人たちは、今何百人と日本中にいるわけなんです。

それで、過去に被害を受けた方の治療法というのは確立されているのかどうか、教えてください。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

治療法が確立されているかどうかにつきましては、具体的な内容、個別の症状によって異なります。太良町では症例はないのですが、厚生労働省のホームページには、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診察に係る協力医療機関の選定について示されております。協力医療機関等により適切な治療が行われるものと認識しております。

以上でございます。

○1 番（大鋸美里君）

副反応の作用機序というのは、現在のところも不明という状況です。

それで、ワクチンに含まれる添加物であるアルミニウム化合物がHPVワクチンについては通常の2から5倍入っているということで、この影響もあるんじゃないかというふうにも言われております。また、最近では、脳血流量の低下や内分泌機能の異常、そして髄液中の自己抗体の検出なども認められているということですが、いまだに治療法は確立されていないのが現状です。ですので、以前被害に遭った方が本当にサポートされているかというとなかなか十分な治療というのは受けられていないという状況です。

そして、先ほど言われた協力医療機関等についてですが、全国に100か所あるということで、2022年の接種再開から昨年の5月の間に、2年ちょっとですかね、300人以上が全国で受診しているという状況です。ここに受診するということは、軽度というよりも中等度から重度の副反応ではないかというふうに言われています。

そして、裁判が今行われているのですが、この裁判については何か情報があるでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

HPVワクチンに関する国の賠償訴訟は、主に2016年度から始まっているようです。現在も、HPVワクチンの接種後の健康被害に関する国の賠償訴訟について、全国各地で複数の訴訟が進行中であります。詳しい内容につきましては、情報がございませんので、お答えできません。

以上でございます。

○1 番（大鋸美里君）

言われたように、2016年に始まっております。原告団は、当時少女だった女の方ですね。それで、20代前後の方で、100名を超えているということです。現在も裁判は行われておりますし、九州原告団の梅本さんは、高校1年生のときに3回接種して、原告のほうに入られております。それで、一時は起き上がるのも困難になったりされているそうですが、今は少し安定もし出し、障害者枠で仕事をされているという状況です。なぜ原告になったかというとな、先ほど言ったように治療法が確立されていないということで、ぜひこれを国を挙げて治療法を確立させてほしいということで、そういった思いで原告団に入ったということをおっしゃっています。

それで、昨年福岡地裁で行われた裁判には、傍聴席に新たに被害者になった女子高生がそこに来るという場面があったそうです。その方は視力障害、思考障害などにより学校生活がなかなか不安定だということを話されておりました。そういった現状が今も起こっているということです。

ですので、ワクチンは個々人の判断でもちろんするものであるんですが、本当にこれは慎重に選択をするということが、何でもそうなんですが、情報をしっかり取って選択をしていくということです。

それで、子宮頸がん予防のワクチン接種以外の子宮頸がん予防についてになりますが、最初に子宮頸がん検診があるということですが、方法や料金などはどうなっているのかをお願いします。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

子宮がん検診の方法であります。太良町において実施しているのは子宮頸がん検診であります。これは細胞を採取する検査やヒトパピローマウイルス（HPV）の感染の有無を調べる検査があります。その検査で異常が見られた場合は、さらに詳しい検査として組織検査が行われることがあります。太良町における料金につきましては、二十歳以上の女性が町のがん検診として受診される際は無料でございます。その後の検査につきましては、各種医療保険が適用された料金となります。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

子宮頸がん検診が無料で受けられるということで、これはワクチンが入る前から言われてたんですが、子宮頸がんの予防には、この子宮頸がん検診を受けることによって早期発見することによって、治療法はもう確立しているということで、ここを推し進めるということが、ワクチンが入る前はこれが行われておりましたので、御心配な方はこれをしっかり受けていただくということが大事になるかと思えます。

最後に、今回私がお伝えしたその副反応被害などのことについては、ほんの一部になります。被害の実態は本当に壮絶です。彼女たちが望むのは、ただ普通の生活に戻りたい、そしてこの事実を一人でも多くの人に本当のことを知ってもらいたいと言われております。そして、自分たちのような被害者を出してはいけないと言われております。我が子と同じ20代の若い女性が、この10年間、懸命に訴え続けてこられているんですね。

私は、先ほど紹介したこの本に出会って、それがきっかけで、ひょっとしたらここにいるんじゃないかなと思っております。やはり大切な人を守りたい、そういう思いは誰しも同じです。しかし、そこに情報があるかないかによって選択肢が変わっていくことも、この冊子によって知ることになってきたわけなんですね。今は情報を自分で買う時代というふうにも

言われております。ですので、何かするときには、特に自分の体に物を何か入れるときなどは、いろんな情報をしっかりと吟味して、食べ物だけじゃなくて、体に入れるものは特にしっかりと慎重な判断をしていただきたいと思います。と思っております。

被害を受けた少女たちの行為に敬意を払うとともに、今後も太良町民の健康を切に願い、今日の私の質問を終わらせていただきます。

○議長（江口孝二君）

これで5番通告者の質問が終わりました。

これで一般質問を終了します。

これをもって本日の議事日程を終了しましたので、これにて散会いたします。

午後3時19分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 江 口 孝 二

署名議員 待 永 るい子

署名議員 竹 下 泰 信

署名議員 田 川 浩